

平成28年3月第3回亶理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成28年3月3日第3回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡邊 重益
3 番	小野 一雄	4 番	佐藤 邦彦
5 番	小野 典子	6 番	高野 進
7 番	安藤 美重子	8 番	渡邊 健一
9 番	高野 孝一	10番	佐藤 正司
11番	鞠子 幸則	12番	大槻 和弘
13番	百井 いと子	14番	鈴木 邦昭
15番	木村 満	16番	熊田 芳子
17番	佐藤 アヤ	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐 藤 雅 徳	税務課長	西 山 茂 男
町民生活課長	南 條 守 一	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	吉 田 美和子	健康推進課長	岡 元 比呂美
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長	齋 義 弘
都市建設課長	佐々木 人 見	復興まちづくり課長	櫻 井 禎
上下水道課長	川 村 裕 幸	会計管理者兼会計課長	牛 坂 昌 浩
教育長	岩 城 敏 夫	教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦
生涯学習課長	佐 藤 和 江	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
選挙管理委員会書記長	佐 藤 浄	代表監査委員	澤 井 俊 一

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、13番 百井いと子議員、14番 鈴木邦昭議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

17番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔17番 佐藤アヤ君 登壇〕

17番（佐藤アヤ君） 17番、佐藤アヤでございます。

初めに、震災より間もなく5年がたちます。町長を先頭に職員の皆さんが一生懸命取り組んでいただきまして、このような復興ができましたことに心より敬意を表したいと思います。また、これからの5年間、被災者に寄り添って心の復興に全力を尽くしていただきますようお願いを申し上げ、通告に従って質問をさせていた

だきます。

まず、第1点目であります本町の健康増進、健康寿命の延伸に向けた取り組みについてでございます。

健康で長生きしたい、これは誰もが願うことです。健康は、全ての人にとって幸せの源と言えます。高齢化が進行する中で、単に長生きするという寿命の長さだけではなく、健康で生き生きと暮らせる期間を延ばしていく、いわゆる健康寿命を延伸していくことが大切だという視点から質問をいたします。

本町では、平成14年3月に元気づくりと病気減らしに主眼を置いた健康増進計画「健康わたり21」を策定しております。そして、平成25年3月には「第二次健康わたり21」を策定しております。これまでの取り組みの評価、新たな健康課題などを踏まえて第1点目、町民に対して健康増進への意識づけが必要と考えますが、この取り組みについてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

本町では、平成25年3月に亘理町健康増進計画「第二次健康わたり21」を策定し、妊娠期から高齢期までの各ライフステージに応じた健康増進の取り組みの方向性を示しているところであります。

妊婦から乳幼児、小中学生までの時期には、適正な生活リズムを身につけること、虫歯予防と適正体重を維持することとしています。具体的には、母子手帳交付時の食生活指導、乳幼児健診等の事業において保護者の方々への助言、指導を行うとともに、保育士、栄養士、幼稚園教諭、小中学校の養護教諭、給食センターの栄養士等と連携、協力の上、情報を共有し取り組んでおります。

青壮年期には、がんや糖尿病、循環器疾患などの生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組むとして、がん検診や特定健診等の受診率向上に努めているところです。出前講座において行政区、各種団体へ出向き、町の健康状況について説明し、町民一人一人が自分の健康は自分がつくるという意識を持ち、家族や地域で健康の輪を広げていただきたいと考えているところであります。

高齢期におきましては、青壮年期の取り組みに加え、身体活動や運動習慣の維持、向上のため、啓発普及に取り組んでおります。健康寿命とは、介護を必要とせずに日常生活が送れる期間と言われておりますが、男性は9歳、女性は13歳も平均寿命

と差があるとされ、この差を縮めるために体を動かす、筋力を維持することが大事だと言われております。

本町では、運動支援地域サポーターを養成、育成し、各地域でダンベル体操やノルディックウォーキング等の自主教室が開催されており、町民の生涯を通した健康実現を目指し、町民一人一人の主体的な健康づくり活動を支援していくために、亙理郡医師会を初め、健康づくりを支援する団体である食生活改善推進員、運動支援地域サポーターの会などと十分に連携を図りながら、引き続き推進してまいりたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ただいま町で取り組んでいるさまざまな事業のことについて町長から説明いただいたと思いますけれども、まず健康寿命を延ばすにはやっぱり検診の受診率を高めていかななくてはならないということ、生活習慣病対策等が最重要課題になると考えます。

まだ27年度の受診率ははっきりと示せないとは思いますが、昨年に比べていかがでしょうか。大体、そろそろ数字が見えてきているのかななんて思いますが、やっぱり検診率をどのように上げていくかというのが町の課題だと思えますけれども、もし今の時点で検診率がわかるのであれば示していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 数字の件について、健康推進課長のほうより答弁させます。

議 長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 27年度の特定健康診査の受診率でございますが、まだ年度途中ではありますが、予測といたしまして45%ぐらいになるのではないかと見込んでおるところです。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） といいますと、昨年よりも若干減ってきているというそういう状況だと思います。やっぱり意識を高めていくには、若い人とかあと健康に余り関心のない人をどう取り込むかの対策が必要だと思います。もうしっかりと町のほうでも考えてはいると思えますけれども、私は何度かこれまでの質問の中でこの検診のあり方、例えば休日の時間帯、夜間とか休日、それから今中央公民館だけで行ってお

りますけれども、検診の場所等も今後考えて、受診率を高める方法について、やっぱりしっかり考えていかなくちゃならないのかなと思いますけれども、この点について今町で考えていることを示していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 実は私、昨年大変皆さんにご迷惑、またご心配をおかけいたしました。最近、やっぱり大変不健康なもんですからいろいろ病気があるわけですが、これ全ていわゆる健康診断、ドックで見つっているんです。ですから、当初診察を受けたよりも軽く済んでいるという経過があります。

したがいまして、今回職員の皆さんにはこのように申し上げました。まず、やっぱり健康な互理をつくるためには、職員が健康の手本となりましょうと、足元から行こうということで、いわゆる検診についてはまず職員が率先して必ず受けるようにということを挨拶の中で申し上げました。まず職員のほうからその範を示そうというか、まず足元から持っていこうというのが私の考えで、ことしの大きな方針でございます。まず役場の職員が健康になるということが、しかも早く病気を見つけて治すということを申し上げました。

そしてまた、町民に対しましての取り組みにつきましては、もし新たな課題があれば課長のほうから答弁させたいと思います。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） ただいまの受診率の向上に向けての具体的な施策ということなんですが、まず受診率でございます。平成26年度につきましては、43.7%でございましたので、今年度は若干ではありますが、上回るのではないかと考えているところでございます。

ただいま議員もおっしゃいました受診を受けやすい体制とか環境をつくるということで、これまでも土日検診を実施しているということと、あと7月から18日間を特定健診の期間ということで、震災後は中央公民館1カ所で検診を実施しておりました。それを受けられなかった方については、追加検診ということで11月に金土2日間を追加すると。あと、また27年度は9月にも2日間実施して、追加検診を2回実施したところでございます。

また、互理郡医師会の先生方のご協力を受けながら、かかりつけ医で個別検診を

受けるという体制も整えられてきております。その結果、個別検診のほうでは26年度より130名も多い数の方が医療機関で特定健診を受けられたという、いい結果も得ております。

県の受診率が約45.2%ぐらいになっております。その県にもまだ達していないということで、そこを何とかしたいということ課題に思っております。28年度は、震災前に行っていた各地区の交流センターを会場にした検診に戻してみて、どのぐらい受診率が上がるのかというところを私たち職員のほうも実証していきたいということで、28年度については逢隈だったらB&Gの海洋センターの体育館ですとか、あと荒浜は勤労青少年ホーム、吉田地区においては環境改善センター等、あと亘理地区はどうしても中央公民館しかないところなので、そういうふうな会場を分散するとかして受診率の向上に努めたいと考えております。

あと、また7月で検診に来なかった約3,000名ぐらいの方々には、はがきを出して、追加検診の日程を広報のほかに通知して受診勧奨を進めているところです。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ぜひ28年度、各地区で実施されてはと考えます。やっぱり交通の部分で、近いところだったら行ける方もいらっしゃると思いますし、やっぱりいろんな方法で体制を整えることで、町民の意識が向上されるのかなと思っております。

あともう1点、やっぱり健康増進の意識を高めるためには、町のこの財政状況もしっかり町民に示していくことも必要なかなと思っております。今後、さらに高齢化が進んでいく中で医療費とか介護の伸びを抑えていくかが、本町にとってとても重要な課題になると考えます。補正予算の中でよく健康保険税の追加補正がありますけれども、国民健康保険税制度を将来にわたって安定的に運営するには、町民の主体的な健康づくりを支援して健康意識を高めようという、そういうことをしっかりと取り組むことが大事だと思います。そうすることによって、医療費の抑制と健康寿命の延伸につながると考えます。

広報とかでよく健康について、あと検診について皆さんに周知を図っておりますけれども、ぜひ広報のつくり方なども今後しっかり考えていただいて、健康保険の特集みたいな感じにつくっていただくことも大事なかなと思っております。28年度の予算等も見えておりますと、やっぱり上がっていくような状況の予算が組まれておりま

す。あと、検診率は、見ましたら50%を目標に今回取り組むという方向も示しておられますので、ぜひいろんな方向から意識の高揚に努めていただきたいと思います。この点、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員、全くおっしゃるとおりでございます。実は、先週の日曜日、私の地元の五日町の町内会がありました。私は役場の代表としての立場、それから地区民として行ったんですけれども、その中での行政報告の中でこのことを申し上げました。亘理町の国保の予算規模は約48億円、それから介護保険が30億円になろうとしていますね。28億円だったですか。合計、合わせると70億円となると、一般会計の予算は100億円前後ですから、それに迫ろうとしているということで申し上げました。

当然、会議の中にはお医者さんが2人おりました。大友先生と武者先生ですけれども、お医者さんもいて首を振っていましたんですけれども、そんなことで、あどきのうたまたま秋葉賢也さんの集まりがあつて行ったら、あの方が「健康寿命」という本を出したようです。これは、別に宣伝じゃないです。その中に書いてあるんですけれども、平成20年度の国民医療費というのは34兆8,000億円だったそうです。それが、20年度から毎年1兆円ずつ上がっている、伸びているというふうなことも記されていますけれども、そういう面で議員が全くおっしゃるとおりでございます。財政面からもいかに健康維持が大事かということをお訴えていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） あと、また別な観点からお聞きしたいと思います。

健康増進の仕掛け、からくりとして特定健診の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためるという、ポイント制度の特典を利用して健康マイレージに取り組んでいる市町村があります。このそばでありますと、大河原町のおおがわら町民学園とか、あと加美町の元気わくわくポイントという取り組みです。健康で、健康保険が病気になった方に対しての相互扶助の部分だと思いますけれども、一生懸命頑張っている方たちにもポイントをつけてさらに元気になりましょうと、元気を続けていきましょうと、健康寿命を延ばしましょうというような、そういう活動に対して町でポイントをつけていくという、そういう健康マイレージ制度の取り組みについて、町ではどのように考えていますでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 大変有意義なお話ですので、ご提言として承っておきたいと思
います。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ぜひ、全国でこの健康マイレージ制度に取り組んでいる自治体がふ
えてきておりますので、お願いしたいと思います。健康づくり、元気づくりは、こ
れからのまちづくりのかなめになると考えます。今回、役場庁舎に併設して建設が
予定されている健康福祉センターは、町民の健康づくりの拠点となるところであり
ます。一日も早い建設をと申し上げて、次の質問に移ります。

町民が運動しやすいまちづくりの整備は必要と考えますが、ご答弁をお願いいた
します。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 生涯学習課のほうが担当課ということで、教育長のほうから答弁す
るよういたします。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 生涯学習課が所管というような形で、私のほうからお答えいたしま
す。

町民が運動しやすいまちづくりの整備についてでございますけれども、健康寿命
の延伸と健康格差縮小の実現を目指し、具体的な目標を設定している平成25年度に
制定しました第二次健康わたり21における身体活動、運動分野に関する目標の一
つに掲げております。身体運動や運動習慣は、個人の意識や活動を促すための動機
づけだけではなく、確実に身体活動の増加を行動に結びつけるための生活環境や社
会支援が関係していると言われております。したがって、個人に対する啓発に
加えまして、自治体や職域における住環境、それから就労環境の改善や社会支援の
強化などが必要と考えられます。

したがって、本町においても運動の重要性を理解しながらも行動に移せない
町民に運動を促す方法の一つといたしまして、体力の維持増進等を目的に体力づく
り教室、そのほかにいきいきスポーツ教室などをこれまで仮設住宅の集会所、ある
いは体育館において実施しております。

今後も地域の関係団体と連携するなど身近な人材資源を生かしまして、子供から

高齢者まで全ての町民が運動しやすいまちづくりの整備に努めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 朝早くとか夕方とかよく散歩していらっしゃる方が、町内には数多くいらっしゃいます。このウォーキングは、誰にでも始めやすい有酸素運動と言われております。楽しみながらマイペースで持続できる効果的な運動だと思います。

生活習慣病などの予防や対策のための手軽な運動として、全国各地の自治体でウォーキングの普及が進められておりますけれども、本町においても例えば安全で魅力あるウォーキングコースの設定など、積極的にコースマップというような感じで推奨をするような、そういうコースマップを作成して町民に配布などをしたら、また意識が高まるというか、歩いていない方もじゃあここに行ってみようかしらというような、そういう意識の高揚につながると思いますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 健康保持増進、あるいは体力の増進、これについてはウォーキングは非常に有効な運動であるということ是被言われておりますし、私自身もそういうふうに認識しております。私自身も時間があればウォーキングをしているわけですが、やはり町民の皆さんがこぞって自分の足で歩くというふうな習慣づけがあれば大変素晴らしいなと。そのためにコースマップというようなこと、今ご提案ありましたけれども、一つの方法だろうというふうには考えております。これについては、生涯学習課の中で他の団体、スポーツ団体とか健康推進団体の方々とちょっとお話をしてみたいなというふうに思っているところであります。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本町には歩くのに魅力ある場所がたくさんあるように思います。よく悠里館の周りを歩いていらっしゃる方、結構な距離を歩いているんだという話を聞きました。あと、阿武隈川の周辺とか都市公園のあたりを、そのほかにも町全体を公園というような、そういう考えのもとに町民に健康意識を高める方法として健康マップ、ウォーキングマップというんですかね、そういうのを作成することは、これからのまちづくりの、皆さんの健康の意識を高めるためには必要かと思えます。

いろんなどころに行くと、ここからあそこまでは何キロ、それからカロリーまで

表示してある、そういう看板を見たこともあります。やっぱり歩いていく上で、大体20分歩いてきたんだ、1時間歩いてきたんだとかというんですけれども、その中で自分はどれだけカロリーを消費したかとか、あと健康のために目標を、例えば1万歩に対してあとどれくらい歩けばいいのかというような目標もそういうマップをつくったり表示をすることによって意識が高揚すると思いますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 自分のウォーキングでどの程度距離を歩いたかとか、実は私もスマホを持っているんですけれども、その中に万歩計が入って消費カロリーまでできるようなのが、非常に便利なのがありますね。全ての町民が持っているわけじゃないので、そういう表示というのは非常に大事だろうとは思いますが、やはりカロリー関係については個人差もございまして、あるいは年齢によっても歩く時間とかあるいは環境によって制限される方もいるというふうなこともありますので、何キロメートル歩いたかという表示なんかは、一般道路は無理とは思いますが、今後整備される鳥の海公園あたり、運動公園あたりはちょっと考えてみたいもんだなというふうなことを今、考えておるところであります。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 先日、下茨田南災害公営住宅に行っていました。朝の9時30分からラジオ体操を行っていました。見に来てほしいというので、参加させていただきました。約30人ぐらいの人たちが集まっておりました。そして、ラジオ体操の1と2を皆さん楽しそうにしておりました。そして、終わってからみんなで集まって、自分で持ってきたお茶を飲みながら若干の時間、コミュニケーションを図っている姿を見て、本当にいい、朝からすがすがしい、いい場所に来させていただいたなと思って感じてまいりました。

体操してももちろん体を使ったんですけれども、例えば災害公営住宅の中を1周、何メートルとか、やっぱりそういうようなことでも少しあると、お年寄りの方、この30人の方は大体高齢の方でした。男の方も3分の1ぐらい参加されておりました。初め1人の人がやっていて、それが2人、3人と、今は30人ぐらい常時集まりますというようなそういうお話もいただいてきましたけれども、ぜひこの体操をやっているところに、プラスまた1周すると何メートル、2周すると1キロとか、何でも

いいんですけれども、まずそういう地域の中で動けるというか歩いてみようかなというような、そういう体制づくりというのは必要かなと思います。身近なところでできると思いますので、やっぱり町内至るところでそういうところがあると、やっぱりほかから来たときに互理町は健康に随分力を入れている町だということもわかると思います。

私もこの間行ったところでそのようなところがありまして、やっぱりこういう町の本当にちょっとしたところでも皆さんが運動しやすい環境、歩いてみようかなという環境の整備はこれから必要かなと思って感じてきたんですけれども、そういう点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 健康づくりの環境づくりというのは、非常に大事だと思います。ただ、行政の面だけで、やっぱり地域の方々の思いというのもございますので、できれば地域の関係者とかまちづくり協議会もございますけれども、その地域の方々と相談してそういうふうなものをつくって、もしどうしても財政的なものがあれば町のほうにというようなこともありますけれども、行政から、もちろん健康づくりは非常に大事でございますので、あらゆる機会を通してPRすることは非常に大事でありますし、そう思っております。

しかし、実際にやるとなると、これは地域住民のそれぞれの考え方もございますし、やはり運動をやっている方々にとっては積極的に運動に親しむだろうと思えますけれども、そのほかの方々への啓発活動も行政だけじゃなく、やっぱり地域ぐるみでみんなで運動に親しみましょうというふうな雰囲気づくり、これが非常に大事だろうというふうに思っておりますので、こういうこともどういうふうな援助の仕方、指導の仕方があるか、課に戻って少しその辺は検討させていただきたいというふうには思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それでは、また別な観点から質問をさせていただきます。

健康づくりの整備についてでございますけれども、本町の大部分の公園は、子供たちが楽しく遊べる公園の設置が大部分だと思いますけれども、おおくま公園、本町でただ1カ所なんですけれども、健康遊具が設置されております。たまに行きますと、子供からお年寄りまで背中を伸ばしたり手を伸ばしたりして、運動している

光景を目にします。高齢者に体力の維持をしてもらうために、町内の公園にはもっと健康遊具というか大人の人たちが楽しめる公園の整備も必要だと思います。公園は健康づくりの拠点となると考えますけれども、その点についてどのように考えていますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 平成24年度に使用を開始しましたおおくま公園には、大人用と限定したものではなく、6歳以上が使用できるというふうな、使用可能な健康器具、遊具が設置されております。そのほかの公園につきましても、健康推進団体あるいはスポーツ関係団体と今後の活用について協議していきたいなど。

ただ、それには予算が伴うものですから、その辺十分検討しながら進めていかないと、財政的なものもございますので、それを考慮しながら検討していきたいなどというふうには思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 日中、公園に行きますと、子供たちよりもお年寄りとか、あと大人の方たちが大分いらっしゃいますので、そういう方たちが背中を伸ばしたり手を伸ばしたり、少し自分の健康というか体力の部分でいろいろ自分の体を知るきっかけにもなると思いますので、お願いしたいと思います。

そして、そういう整備をすることによって、公園を中心とした健康づくりの推進に私はつながると思います。例えば、亘理公園あたりに朝の10時になるとラジオ体操の音楽を流すとか、そういうような余りお金もかかりませんので、毎日散歩されている方は同じ時間に散歩されておりますので、そういうときにまた一つ、歩くとともに今度は体を動かす、伸ばすというそういうことも必要かと思います。そういう部分で、町では健康公園にはやっぱりお金が、財政的な部分もかかるという話もされておりますけれども、その一歩手前にラジオ体操の曲を流すとかそういう取り組みなどもされて、少しずつでもいいですから大人が利用できる、大人の健康づくりのための拠点になり得るような公園の整備を進めていく必要があるかなと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） ラジオ体操ですね。8月1日、本町ではラジオ体操の日として町民に呼びかけ、子供から高齢者まで各小学校の校庭に集まってやっております。ラジ

オ体操もウォーキング同様、非常に健康保持増進には有効な運動というふうに言われて、日本のこのラジオ体操は世界に誇る運動というふうに言われております。

そういう中で、公園にラジオ体操の6時半からの放送を流すというと、町としてはなかなか難しい面もあると思います。やっぱり職員もございますので、各地区のまちづくり協議会の中で健康推進部みたいなのがどの協議会にもあるようでございますので、その辺のほうに働きかけはしていきたいと思うんですけども、運営主体はまちづくり協議会のほうでやってもらえれば大変ありがたいかなというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ちょっと6時半では早いので、ぜひ10時ごろでお願いしたいと思えます。

第5次互理町総合発展計画の中には、「未来に続く健康づくり」として「元気サポート計画」の中に重点的な取り組みとして「元気快汗プロジェクト」があります。施策項目として、生涯スポーツの振興、健康づくりの推進があります。健康寿命を延ばし、生涯現役で過ごせるような環境づくりの推進をすることは、これからのまちづくりのかなめとなると考えます。ぜひお願いしたいと思えます。

3点目に入ります。

小中学生のころから健康、食育についての教育が必要と考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 小中学生の健康、食育につきましては、よりよい生活習慣を確立するため大切な時期であり、健康、食育に関する教育は私も重要であると考えております。第二次健康わたり21及び第二次互理町食育推進計画で、その取り組みについて関係機関の協力のもと推進しているところであります。まず、実態を把握するため、養護教諭の協力のもと、糖尿病等生活習慣病予防対策推進のための調査を実施し、小中学生の肥満、痩せの実態の把握に努めております。養護教諭、学校給食センター栄養士と課題を共有し、対応を検討しているところであります。

また、学校給食センター栄養士が希望する小中学校で栄養の授業を行い、児童生徒ばかりでなく、保護者に向けても食育の推進を行っております。

今後とも関係機関の方々と協力しまして、健康、食育の推進に努めてまいりたい

とこのように思っています。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 若干健康のことについてお尋ねしたいと思います。

これまで何度か児童生徒にがん教育の必要性を質問してまいりましたが、28年度のがん教育は町ではどのように行うのでしょうか。第2期宮城県がん対策推進計画では、がんについて正しく理解し、がんを予防し、小中学校においてもがん教育を進めることにしているということがありますけれども、本町では28年度のがん教育はどのように取り組むのでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 学校のがん教育の件ですので、教育長のほうから答弁いたします。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） がんは、大変恐ろしい病気の一つであります。がん教育について、実は二、三日、県の教育委員会から久光先生が刊行しているがん教育というふうな冊子が参りまして、各学校に配付したところでございます。そういうようながん予防の教育について、学校では小学校の高学年になりますと保健体育の中でがんを誘発するいろんな食物あるいは喫煙とかそういうふうな、薬物乱用にもかかわってくるんですけれども、そういうふうなことをやっておりますし、中学校でも当然保健の中で授業を行っています。そのほかに、総合的な学習の時間を利用して、がん予防に特化した教育を、授業をやっている学校もございます。

冊子も来たものですから、新年度早々、校長会、教頭会、4月4日に合同会議がございまして、私のほうから校長、教頭のほうに必要性をお話しして、授業で取り組むように、ぜひ取り組んでほしい話はしていきたいというふうに思っています。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ぜひお願いしたいと思います。2人に1人ががんにかかる、3人に1人はがんで亡くなるというそういう今の状況だそうですので、子供たちに怖い病気ではなく早期発見、早期治療という部分の話、命の大切さにもつながります。また、喫煙の部分での予防にもなると思いますので、ぜひこころを加味しながらやっていただきたいと思います。

あともう1点、健康についてです。

本町の小学校5年生の肥満児率、日本の平均、宮城県の平均を上回っているとい

う報告をされておりますけれども、この肥満児の予防、これまでも何度か質問をさせていただいてきましたけれども、この対策についてはどのように今、取り組んでいますでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 残念ながら、宮城県の子供、そしてまた亶理町の子供、栄養満点でございまして、肥満児が結構多いわけでございます。これは成人病を誘発するというようなことで、看過できないというふうに思っております。そのためには、やっぱり運動を多くすると、体を動かす機会を多く与える、あるいはそういう機会を設けてやるということが非常に大事だろうというふうに思います。

小学校では、体育が週3回、4回しかないわけでございますけれども、中学校では運動部の部活に入っている子供は肥満傾向がございません。やはり文化部のほうに行っている子供というのは、どうも体を動かす機会が少なくというか、体育の授業だけになってしまうという傾向がございます。これは、亶理町だけではございません。宮城県全体でそういう傾向があると、こういうふうに言われております。したがって、県の教育委員会それから町の教育委員会、県内のですね、連携して、子供たちの、肥満児というよりも運動能力、それから体力増強というようなことで、体育の授業をしっかりとやっていこうというふうなことでやっております。

そのための一つの方法として、長縄跳びですね、これを推奨して、どの学校も今やっております。短縄もそうなんですけれども、長縄の八の字跳びというのがあるんですが、冬期間はそういうもので体を十分に動かす、そういう中で今やっているところでございます。

学校側も一生懸命やっていますし、教育委員会といたしましても体育の授業の充実、つまり例えば私はよく言っているんですが、45分の授業、小学校ですよ、そのうち体を動かす時間が20分しかないのでは体育の時間じゃないよというような話をしています。少なくとも、準備運動を含めると40分近くは体を動かすような体育の授業が非常に望ましいし、あるべきだと。例えば、マット運動とかというのを待っている時間がうんと多いんです。そのとき、いろんな運動を組み合わせれば、子供は次から次へと動いているわけですので、そういうふうな授業づくりというものはうんと大事ですよというふうなことはお話ししていますので、町内の先生方はそういうふうに取り組んでくれているということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） やっぱり肥満児の傾向の方は、成人病につながる可能性が高いと言われております。それで、香川県の三木町ですかね、人口2万8,000人の町なんですけれども、医師会の協力を得て健康診断の項目に血液検査を追加しております。その数値をもとに健康指導を行ったり、かかりつけ医に早期につなげたりすることで、健康改善に効果を上げているという記事が載っておりました。

やっぱり本町で肥満児の方が、子供たちが多いというのは、本当に成人病につながるリスクが高いわけですので、ぜひそういう検診のときにきちっとした数値をもとに指導をしていくということも大事な点なのかなと思いますけれども、今後この健康診断のときに、例えば小学校5年生だけを対象に血液検査をするというようなことは考えていないでしょうか。やっぱり数値をもとにしての指導というと、また子供だけでなく、かかわっているご父母の方たちにもきちっとつながると思いますけれども、そういうことについてはいかがお考えでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 健康診断については、法に従って文科省から示されている内容で各学校やっているわけでございます。その中に血液検査というのはございませんが、各自治体によっては肥満児の血液を調べるというふうな動きがありますけれども、これは学校だけ、あるいは教育委員会だけの判断ではなかなかできないので、やっぱりお医者さんのご助言がなければ、血液をとるというのは大変なことでございますので、やはり当然、子供の血液をとるわけですから保護者の理解というのは当然必要でございますので、その辺は慎重に考えていかなければならないかなというふうには思っているところであります。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 全くそのとおりだと思います。ぜひ町の肥満児の傾向とご両親というかご父母の方にしっかり示していただいて、協力を得て、子供たちの健康の部分で早期発見、早期治療につながるような対策を進めていくことが必要かと考えております。

本当に今、最近ですよ、偏った栄養の摂取とか、あと朝食を抜くとか本当に食生活の乱れと肥満、それから痩せたいという傾向など、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化しております。食を通して地域等を理解する、食文化の継承を図る、

それから自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも、食を通して大事なことだと思います。こうした現状を踏まえて、国では平成17年に食育基本法が、平成18年に食育推進基本計画が制定されております。子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食生活を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっているというふうにあります。

町でも一生懸命取り組んでいると思いますけれども、町のほうでは今、食育について、学校に行って子供たちに食育の教育をしていると思いますけれども、今の状況はいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 肥満にもかかわる食育でございますけれども、本町の給食センターに県費教職の栄養士1人、それから栄養教諭1名、それから町の栄養士の3人体制でやっておりますけれども、食育の重要性ということを鑑みまして、昨年度、26年度は小学校24回だったんですけれども、今年度は44回にふやしている。約倍にふやしております。これは、先ほど町長も述べましたけれども、親御さんにも食育をやるというふうな、特に小学校1年生の保護者に対して給食指導の一環としまして栄養指導、食育指導をやっているということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 27年12月、教育委員会からいただきました「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書」という中を見させていただきました。それを見ますと、26年度の実績は児童対象に24回、保護者対象に3回、25年度は児童対象に56回、保護者対象に4回というふうになっておりまして、どうしてこんなに減ったのかなと思ったら、これにちゃんと書いてありました。各学校へ出向いて、栄養管理や食の指導に努めたが、年度途中まで栄養士が2人だったため食の指導が十分できなかったことから、次年度以降、3人体制で各学校へ出向いて食の指導に努めたいという、そういうことが載ってありました。

やっぱり、途中まで栄養士が2人というこの状況は、もうちょっと早くにちゃんとキャッチできたと思います。25年が56回、児童生徒に食育の教育をされていて、26年度は24回、もう半分以下の回数しか学校の現場に行って子供たちに食育をしていないというそういう現実を見ますと、やっぱり食育に対しての町の取り組みはどうなのかと思います。もう、栄養士の先生は、一生懸命やっているんだと思います。

栄養士の先生は、本当に安全点検とか衛生管理とか献立の作成とかアレルギー対策など、食育の対応とか、本当に大変忙しいんだと思うんですけども、やっぱり食育を子供たちにしっかり教育していくんだという心構えというか、そういう部分はやっぱり大事なことだと思います。今、ご答弁いただいて、戻ってきたなというそういう思いで聞いておりましたけれども、今後この食育についての町の考え、もう一度改めてお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 26年度が減ったという原因がございます。実は、栄養教諭ですね、3月末で特約退職をしたんです。それで、その補充として県教委に言ったら、誰もいないと。1学期間、ちょっと我慢してくださいと。8月ようやく配置された。しかも講師です。そういう現状で、県費職員ですからなかなかその辺は非常に難しいんですね。県の教育委員会の管轄になってしまいますので、県費負担教職員というのは。そういう中で、2人体制になったということで、そういうふうが減ったというのはご理解いただきたい。

今年度は、もう当然3人体制になっていますので、一昨年のような状況に戻りつつあるということで、来年度も3人体制で維持していきたいと。将来的には、栄養教諭を2人にしたいと考えております。栄養士じゃなくて、栄養教諭を2人。これ、県費負担教職員ですけどもね。あとは、町の栄養士で、3人体制でやっていきたい。栄養教諭を2人体制にすると、小学校担当の栄養教諭、中学校担当の栄養教諭に、29年度からはやっていきたいなと私は考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ぜひお願いしたいと思います。食べることは生きる力そのもので、心の安定、体力づくり、学力向上、文化にも通じます。9年間のこの義務教育の中で生涯にわたっての健康や食の知識を得ることは、とても重要なことだと考えます。ダイエットやカロリーオーバー、それから一人だけで食べる、個食というんですかね、子供たちを取り巻くこの食の環境は、大変今、問題視されております。

家庭のあり方が多様化して、家庭での食育が難しくなっているのが今の状況なのかなと考えます。しっかりと学校教育の中で食育を行っていただけるようにしていただきたいと思います。そして、食の重要性を十分に認識して、家庭とも十分に連携をして、食育の推進に取り組んでいただきたいというふうに申し上げ、次の

質問に移ります。

次は、通学路の安全対策についてです。

亘理小学校周辺は、ゾーン30、最高速度30キロ規制になっております。今後、本町の学校周辺全部に推進してはどうか。また、通学路の安全対策の取り組みはいかがかということですか。

ゾーン30、車道幅員5.5メートル未満の生活道路が密集する地域ゾーンを指定して、歩行者の安全な通行を確保し、自動車事故を防止するために行う交通規制です。警視庁では、2011年9月からゾーン30の取り組みを全国で開始して、2016年3月までに3,000区域の整備を目指しているということですが、本町ではこのゾーン30の取り組み、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

ゾーン30は、宮城県公安委員会が生活道路において歩行者の安全を最優先に確保するため区域、いわゆるゾーンを指定し、走行する車両の最高速度を時速30キロに規制することにより、重大な交通事故の発生を防ぐことを目的に指定するものであります。

ただし、指定には要件があり、人口が集中している区域で2車線以上の幹線道路で区画された区域、いわゆるゾーン、及び区域内が1車線道路や、主として地域住民の日常生活に利用される生活道路、歩行者や自転車の安全確保が必要と認められる道路が集積していることなどの要件が満たされる区域ということになっております。

本町では、昨年、平成27年の11月に亘理小学校、それから役場を中心とした区域が指定されたものであります。また、ゾーン30は通学路、スクールゾーンに特化して指定されるものではありません。

今回、指定された区域以外に町内各小中学校周辺で対象となる区域があるかどうか、亘理警察署交通課に確認したところ、現時点で指定要件を満たし効果が期待できる区域は、町内には見当たらないという回答だったのであります。したがって、亘理小学校周辺以外でゾーン30に指定できる区域は、現在のところはちょっとないかなというふうに思っております。

なお、通学路の安全対策の取り組みについては、教育長のほうから答弁いたしま

す。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答えいたします。

通学路の安全対策の取り組みについてでございます。

本町の各小中学校では、年度当初及び必要に応じまして臨時に通学路の状況を把握するために通学路の点検を行っております。学校によっては、月1回やっている学校もございます。

また、本町では、町立学校の通学路の安全確保に向けた取り組み推進のために関係行政機関、公安委員会、それから国、県、道路管理者の関係機関、そして町の関係部署、総務課、都市建設課、教育委員会、各小学校が連携した互理町通学路等安全対策推進会議を今年度、平成27年6月に設置し、対策を講じてきております。この推進会議は、平成24年8月に実施しました通学路における緊急合同点検を契機に、随時関係機関とともに安全点検を継続的な連携、体制構築の観点から行うとともに、推進会議において互理町通学路交通安全プログラムを策定し、それに沿った通学路の合同点検を実施しているものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ゾーン30については、基準を満たさないというか、ちょっと該当がないということで了解いたしました。

あと、通学路の安全対策はいろんな協議会と密に連携をとりながら安全対策をしているということだと思います。それで、これからまた新年度に入りますけれども、危険箇所とかのところは皆さんで共有しながら、危険箇所に対しての取り組みだとかをやっているところだと思うんですけども、今、周りの市町村でグリーンベルト、歩道と車道を色分けしているグリーンベルトの整備が進んでいるように見えます。町としても、このグリーンベルトの整備はどのように考えていますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 隣の岩沼市の町なかも最近そのような設置がされたのは確認しておりますけれども、まず計画と申しますか、公安委員会とよくこころを協議して、設置についても今後検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） このグリーンベルト、歩く部分が明確になって、そして安心して通

学ができると思います。ドライバーからも、歩行者に対して注意する意識が上がったというような声も寄せられているようです。ぜひ町として通学路を整備しているんだという状況を見える形に示していただきたいと思います。いつもいつも通学路は変わらないですよ。例えば、この周りだって、ここの前だって、子供たちが朝、大変多くの子供たちが通学されておりますので、そういう部分でここら辺からスタートしていただきたいと思います。ゾーン30というのももちろん、その部分から掲示してありますのでよくわかりましたけれども、やっぱり子供たちの安全対策、町民の目に見える形で道路の表示とかも早々に取り組んでいただきたいと思います。

では、2点目に入ります。

本町の小学生で自転車で通学している児童生徒は何人いらっしゃいますか。また、その安全対策はいかがでしょうか。この点についてお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） この件につきましては、教育長のほうより答弁いたします。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 小学生の自転車通学についてお答えいたします。

本町の小学生で自転車で通学している児童は、合計139名おります。内訳は、互理小学校が37名、逢隈小学校が102名となっております。

安全対策については、ヘルメットの着用の義務はもちろんですが、各小学校で行っております安全教室のほかに、互理警察署と交通指導隊の指導による講習会なんかも実施しております。また、昨年、道路交通法の改正もありましたので、校長会等で周知徹底を図っているところでございます。

ちなみに、自転車に係る交通事故、ちょっと接触したとかそういうのが26年度は11件、小中学生を含めてです。今年度、きょうまで5件しかありません。これは何なのかというと、やっぱり先生方はもちろん保護者の意識、子供の意識が変わってきたんだろうと思います。もちろんヘルメットということもございますけれどもね。やっぱり震災絡みの交通量が非常にふえているということで、住民そのもの、特に保護者が危機意識を持っていると。子供に対する指導、声がけ、それと忘れてはならないのは交通安全の見守り隊の方々です。毎朝、街頭に立って指導していただいております。こういう効果があって、半減しているのかなというふうなことも見逃すことはできないなと思っております。やっぱり地域ぐるみで子供たちの命を守る

という姿勢のあらわれかなというようなことを感じて、教育委員会としては本当にありがたいなと思っているところでございます。改めて感謝を申し上げたいというふうに思っているところです。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今、自転車での事故の件数を知らせていただきましたけれども、26年度は11件、27年度は5件。5件しか出ないって、5件もあつたんですかと私は思います。26年度は11人もの子供たちが大変な思いをされたのかなと、私の中では思います。合計5人の子供たちの事故をやっぱり未然に防がなくてはならないと思いますので、そういう部分でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

私も、月曜日だけなんですけれども、ちょっと立っております。子供たちの見守り隊ということで。自転車通学をしている子供たちのところに立っております。子供たちに聞きます。「何か今まで怖いと思ったことはない」と言うと、「1回あつた」とか、「今、一番怖い場所はどこ」と言ったら、「道路工事しているところ。あそこを渡るとき怖い」とかいろんな話を聞かせてもらいます。ぜひ子供たちに、そういうヒヤリハットというんですかね、そういうところも吸い上げていただいて、安全対策をもうすぐにしていただきたいと思います。

教育長、どうですかね。やっぱり5人の子供たちが事故に遭って、この間、事故に遭った子供については若干、私の地元でちょっと車にぶつかったという話も聞いておりますので、ぜひぶつけるほうも、ぶつけるほうというかぶつかってきたと言っていましたけれども、そちらのほうも、子供さん、痛い思いをするほうも、両方も本当に大変な思いをしていると思いますので、一人でも事故の起きないようにしていただきたいと思います。

それで、道路交通法が改正されて、軽車両、自転車は軽車両です。自動車と同じ、車両です。歩道と車道の区別のあるところは、自転車は車道を通行するのが原則であり、歩道を通行できるのは13歳未満の子供か70歳以上の高齢者、また歩道上に自転車通行可の表示がある場合に限られています。そのほかにも、道路交通法では車道は左側を通行することや、幼児を乗せる場合以外は2人乗り禁止、夜間はライト点灯をする、並んで走らない、飲酒運転はしない、子供はヘルメットを着用するなどの交通ルールが定められており、さらに乗車中の携帯電話の禁止や傘差し運転の禁止などを道路交通法で定められているという、そういう実態もあるというふうに

書いてあります。

本町でこの自転車の改正された交通ルールについて、子供たちと、児童生徒とどのようにお話し合いがされたか、この小学生39名、中学生が大部分が自転車で通学されておると思いますが、この点お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 道路交通法が改正されて、かなり自転車に対する罰則規定も厳しくなっているというのはご承知のことと思います。それに伴いまして、資料をつくって各小学校、中学校の校長に渡しております。それに基づいて、学級担任あるいは保護者会があったとき保護者にも周知するようにお話ししておりますので、そういうこともあって、5件ではありますけれども、昨年よりも減ってきているのかなというふうな感じがいたします。

ただ、この交通事故を見ますと、運転手側に過失がかなりあるのもあるんです。そういうことをございますので、5人のうちフィフティー・フィフティーみたいな感じをございますので、全て子供が悪いわけではございません。そのことを申し上げておきたいというふうに思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 児童生徒に交通ルールの徹底やマナーの向上のために今の小中学校を対象に一定の筆記試験とか、あと実技試験を行って、自転車免許証を交付している取り組みをしている自治体もあります。ぜひ本町でも、そういう免許証をもらったという認識があれば、また交通ルールのマナーとかも守れるかなと思います。

私、朝、立っていても、右側をすうっと走っていく子供がいます。だめだよと、自転車は違うんだよと言っても、言うことを聞かない子供もいます。ぜひこの交通ルールの徹底を図るために、しっかりとしたそういう免許証みたいな感じの取り組みをしていくこともこれから必要なかなと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それも一つの方法だと思いますが、やはり学校で十分に指導しております。あと、うちに帰れば当然保護者の責任のもとにあるわけをございますので、保護者のほうでどのくらい子供に対する交通安全意識を高揚させるかと、やっぱり親の責任も若干あるんじゃないかなと私は思っているところをございます。学校で

幾ら指導しても、そのルールを守らないのであれば最初からもうとんでもないことになりますので、やっぱりあとは地域ぐるみで交通ルールを守る、徹底させるといふふうなこと、身近にある自治体とかそういう方々のご協力というものが非常に大事になってくるのかなというふうに思っているところであります。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 交通ルールを守る、うそをつかないとかいろんなルールの教育は、学校では必要だと思いますので、ぜひこの交通ルール、交通のマナー等もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

あと、もう1点。近年、自転車事故による高額な損害賠償請求も発生しているようです。自転車安全整備士のいる店舗で有料で点検整備を行い、安全を確認したときに張られるTSマークは、障害及び損害賠償責任保険が貼付されていると言われております。本町でもこの制度、小学生だけでなく中学生、登下校される中学生にもこのTSマークの推奨を町でも進めていくことが必要かなと思います。自転車もすごいスピードで来るともう車と同じような、そういうちょっと怖い面がありますので、ぜひこの子供たち、保護者の方たちに対してTSマーク、整備をきちっとしたところで行うことによってTSマークをもらえるんだと、その中にはちゃんとした損害賠償の保険も入っているんだということの説明もこれからしていく必要があるかと思っておりますけれども、この点についていかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） そのことについては、もう既に通知しております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それでは、安心です。間もなく新学期が始まります。児童生徒、通学路の安全対策には万全を期してほしいと申し上げ、質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際暫時休憩します。

再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔14番 鈴木邦昭君 登壇〕

14番（鈴木邦昭君） 14番、鈴木邦昭でございます。

通告に従いまして、1項目めが臨時災害FM放送について、2項目めはペットの火葬炉施設の建設について、3項目めには企業誘致について、以上3項目質問いたします。

まず初めに、このたび東日本大震災発災から3月11日で5年になろうとしておりますけれども、そして政府が定めました集中復興期間の5年が終わり、新たな復興創生期間が、この5年がスタートするわけでございます。いまだ避難生活を余儀なくされ、仮設住宅に住んでおります方々やみなし住宅に入居されております方々、心よりお見舞い申し上げる次第でございます。早く今までの暮らしに戻れるよう、私も被災者の方々に寄り添いながら取り組んでまいりたいとこのように思っております。

それでは、1項目め、臨時災害FM放送について伺います。

東日本大震災によって甚大な被害に遭った市町村では、災害情報、被災者支援情報、それから生活関連情報、こういったものを提供する臨時災害放送局が開設されたわけでございます。本町でも震災後、2011年3月にNPO法人「FMあおぞら」が本町より委託を受けまして、臨時災害放送局「FMあおぞら」が開局したわけでございますけれども、しかしこの3月末をもって国からの緊急雇用創出事業の補助金の交付が終わり、FMあおぞらを存続するには、今度はコミュニティー局に移行となるわけでございますけれども、移行となりますには運用する費用が発生するわけでございます。

そこで、今回の質問は東日本大震災に伴い開局した本町の臨時災害放送局「FMあおぞら」が、国からの緊急雇用創出事業の補助金で運営しておりましたけれども、本年3月末で期限を迎え閉局となるわけであります。地域ラジオ放送としてコミュニティー局へ移行する場合、本町として財源の支援の考えについて町長の見解を伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 臨時災害放送局「FMあおぞら」につきましては、東日本大震災後、直ちに総務省と調整し、臨時的な特例措置を受けまして、平成23年3月24日午後4時から放送が開始され、以来、震災後の生活情報を初め行政情報や生活再建にかか

わる重要事項などをわかりやすい言葉でかみ砕いて周知するよう心がけ、1年ごとに免許を更新しながら放送を続けてまいったところでございます。

しかしながら、昨年夏には災害公営住宅の建設や防災集団移転事業が完了を迎え、被災者の生活再建の礎が整い、今後は居住環境の変化に対応を迫られている被災者の心のケアやコミュニティーづくりに課題が移行しつつあります。また、これまで平均して年間約1,600万円の委託料を計上し、その財源として活用してきた緊急雇用創出事業につきましても、県の対策事業の見直しなどにより、来年度以降の委託料に充てる財源の確保は難しいことが示されたことなども総合的に検討し、臨時災害放送局としての役割は十分に果たしたと考えられることから、ことしの3月で放送を終了することを決め、委託先であるNPO「FMあおぞら」にも伝え、同意を得ているところであります。

今後、コミュニティー放送に移行する場合には、運営するNPO側から運営資金面等を含めた長期的で具体的な事業計画などが示された時点で、それらを十分に精査検討し、継続的な運営の可能性及び行政情報の伝達手段としての必要性を十分見きわめた上で、支援すべきか検討したいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ただいまの答弁の中で、行政情報の伝達手段として必要性を見きわめた上で支援すべきか考えているとこういうことでございましたけれども、コミュニティー放送となってもやはり今までどおり亘理町の特色を生かした番組、それから地域住民が参加した番組、また町長の方針やまた議会報告と。本来なら、きょうのこの一般質問も放送されるべきだったでしょうけれども、特に町民の方は、一般質問を聞きに来られない人はラジオで聞けるという方もいらっしゃいました。そういった町民の方々がいたわけでございますけれども、また緊急災害時にリアルタイムで火災とか停電や断水の状況、また復興半ばでございますけれども、亘理町の現状等、いろいろな情報をきめ細かく提供できると思います。

ですから、町民の皆様方にとっても大きな情報源、亘理町のインフラとして拡大できるとこのように思うわけでございますけれども、また署名運動も行ったようでございます。3月1日現在で、1万8,358人とこのような形で署名が集まっているとFMあおぞら局のほうからいただきました。町民の大きな情報源、亘理町のインフラとして拡大できると思うわけでございますけれども、このことについてどう思

われるか伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げましたとおり、臨時災害放送局としての役割は十分果たされたと思います。そういう判断をしております。

今後は、コミュニティー放送局ということになりますと、今申されますように情報の伝達等、あるいはまた町民のコミュニケーションということになろうかと思えます。情報の伝達については、ご案内のように各区長を通じ、あるいは町内会の班の方々のご努力により町の情報は随時、大変ご苦勞をかけていますし、あるいはホームページその他、きょう出席している河北新報も最近大分、亘理の情報を挙げていただきまして、あるいはまた災害時には、異常が発生したときは防災無線等々で情報の発信をしているわけでございます。コミュニティーにつきましても、先ほど言った町内会あるいはまちづくり協議会、あるいはまたそれぞれ公民館事業、そしてまたさまざまな諸団体が町民のコミュニケーションということで精いっぱい今頑張っているところなんです。

コミュニティー放送は、その中での位置づけでの判断ということになろうかと思えますから、今後資料が提出された時点での精査と。議会のほうにも請願がされていると思うので、議会のほうの検討もあろうかと思えます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 先ほど質問の中で運営費用が年間約1,600万円、委託料を計上しているところということでございましたけれども、今度コミュニティー放送局を立ち上げた場合の年間の運営経費の収支計画案、案でございますけれども、これは町長や担当課にも確認されたかと思えますけれども、私も5年計画をいただきました。年間経費は、今回の計画案では800万円はまず必要ということになっております。その中で、収支計画のこの収入の中では、広告、それからイベント、そういったもので、それからその他の収入で、1年目は450万円、2年目では550万円、3年目でも550万円、4年目では570万円、5年目では580万円とこういう形で局側では確保できるとこのようにいただいております。

やはり立ち上げとなりますと、やはり支出で一番大きいのは人件費だろうと思えます。そのために、今回随分人員削減もしたということも言うておりました。ですから、例えば町のほうで期限を設けるといふ支援の方法はどうかかなと私は思っ

たわけでございます。それは、まず営業努力をしていただく、そして期限つきで計画案に沿って協力しましょうと。例えば、町として、じゃあ何年間は応援しましょうと。それまでに黒字化を目指してくださいと。そして、その後はコミュニティー局でひとり立ちできるように頑張っていたきたいとか、そのような方法もあるのかなと私は思うんですが、そうすればやはり局側のほうも必死にやるんじゃないかと思えますけれども、そのような考えについてはどう思いますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） たしか一昨日に私のところまで要望書をいただきました。詳細については、私までまだ返答は来ていませんので、担当課のほうより答弁させます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、お答えします。

今までコミュニティーの放送化に向けて、町のほうでもいろいろな可能性を一緒に模索してきた経緯があります。それで、今現在でのNPO側の計画を見る限りなんですけれども、運営経費、それから設備面も含め、継続的な運営は現時点では難しいかと思えます。開局に当たりましては、放送が中断することがないように設備の環境を整備して、先ほど鈴木議員もおっしゃられたように、最低5年間の資金計画を示したうえで総務省の東北総合通信局と協議し、認可されて初めてコミュニティー放送の免許の交付を受けるようになります。

NPO側からの運営計画が示された時点で、まずは実現の可能性について精査させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ともあれ、地域密着型のメディアとして普及しているわけでございます。国からの緊急雇用創出事業の補助金の交付が終わるとのことなので、全て終わるというのではなく、やはり町民の方々も存続を希望している方がたくさんいらっしゃるわけでございますから、確かにこれは全部税金で賄うというのは、そうならばやはり反発はあるでしょう。しかし、営業をして、企業からコマーシャル料、それから営業努力すると言っているわけでございますから、本来ならやはりコミュニティー局、テレビでもやっておりましたけれども、自分たちで営業努力をして開局というのが本来のコミュニティー局だということを以前テレビで見ましたけれども、やはり当初は、やはり立ち上げというのは本当に厳しいんです。

私も単身で5年間行って、面倒を見てくれという会社に行きましたけれども、やはり当初は本当に大変でした。徐々に徐々にお金が入ってきて何とか運営していったわけなんですけれども、やはりそういうことですね。町からの応援も考えていただいて、ぜひ町民の方々からの存続の声もあるわけですから、ぜひ考えていただければと思うわけでございます。

2項目めに入ります。

ペットの火葬炉施設の建設について伺います。

この件については、佐藤アヤ議員も今まで何回か一般質問をしておりましたけれども、私も町民の方々よりやはりこの件に関していただいておりますので、今回は私も質問させていただきます。

現在、本町でもふえている、家族の一員として家族同様に暮らしているペットが亡くなった場合、ペット用の火葬施設が本町でも必要と考えますが、建設についての考えはないか伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

動物の死体につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の規定において、廃棄物と定義されております。すなわち、一般廃棄物に分類されることになっております。

一般廃棄物であれば、清掃センターでの焼却処理となるところでありますが、現在ペットを飼育している人にとりましては、家族の一員として生活をともにしている方が、ペットの死後の処理について人が亡くなったときと同じ考え方で火葬をし、供養するようになってきております。そこで、平成20年8月に亘理葬祭場の管理運営をしております亘理地区行政事務組合と亘理、山元両町で葬祭場の建てかえに係る会議がありましたが、ペット用の火葬施設についても話し合いが行われました。

また、第5次総合発展計画においても、第4次総合発展計画に引き続きペット用火葬施設について検討するものとして策定しているところであります。さらに、ペット用火葬施設の質問については、佐藤アヤ議員が平成15年9月、平成19年の9月及び平成23年9月議会での答弁のとおり、町といたしましてもペット用火葬施設については、必要性は本当に十分に感じているところであります。ご存知のように、現在の葬祭場は昭和50年3月竣工で41年が経過しております。毎年、補修を行い対

応をさせていただいている状況でございますので、ペットを飼っている住民の方々には大変ご不便をおかけしておりますが、ペットの火葬施設については葬祭場の建設とあわせて計画したいとこのように考えております。

新しく建設しようとする場合は、当然用地の問題、財政的な負担の問題等々ございますので、これらについては組合議会、さらには両町による協議が必要なことから、その中で検討してまいりますのでご理解をお願いしたいとこのように思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） もし、現在登録申請されている犬わかりましたら、わからなければよろしいんですが、もしわかりましたらお願いしたいんですが。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 町民生活課のほうより答えます。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 登録頭数でございますが、26年度の実績で申し上げますと、2,533頭となります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 2,533頭、26年。それからまたふえているかもしれませんし、また亡くなっている犬もいるでしょう。また、申請していない犬もいるのかなとは思いますが、先ほど町長のお話ありました23年9月という定例会、23年のこれは3月定例会ですね。そのとき、齋藤邦男町長の答弁は「今後も葬祭場の建設計画に際して、ペット用葬祭施設について検討していく所存であります」とありました。今、齋藤町長の答弁でもいただきましたので、そして先ほども話ございました第5次互理町総合発展計画（案）が作成され、また基本計画編の中にもこの「葬祭施設等の整備充実」というところに、「互理地区行政事務組合で管理運営する葬祭施設について計画的に整備を図る」とありました。ということは、このペットの火葬施設についても葬祭場の建設とあわせて計画していくと、もう一度、再度確認しますが、そういう計画していくという考えでよろしいのか、齋藤 貞町長に伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げましたとおり、前町長もこの件については明言しております。私も同様であります。なお、名取市には26年実績で69頭、それから角田市葬祭場が175頭、合計244頭お願いしている実績があります。両市には、私から

丁重に御礼と、今後もお願いしたいと。それで、いわゆるごみの場合の処理も一緒ですし、広域で当面は考えていただくということで、両市には私から本当に丁重に御礼と、今後ともよろしくということで再度申し上げたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 私も互理地区行政事務組合議会の議員になっておりますので、葬祭場の話も、このときもやはり出ておりました。先ほどのお話の中では、組合議会とか山元町と話し合いを続けるというふうなことも言っておりましたけれども、現在の火葬場、やはり先ほどとまた同じことを私は言いますけれども、昭和50年、1975年3月竣工というふうになっておりました。41年、やはり建物も古くなったということで、建てかえも考えているということ、それは私もそこで聞いておりました。最終的には町長の決裁と思いますけれども、当時の事業費としては、火葬炉数が3炉で約9,600万円。しかし、40年以上も前ですから、9,600万円。今ですと、2億円、3億円、5億円になるのかちょっとわかりませんが、相当な金額になるのかなと思っております。

しかし、町民の方々からぜひペット用の火葬炉も建設していただきたいという声がたくさん来ておりますので、またそのところは、この件については私もまた強く訴えなくてもできるよというようなことを町長の今の答弁でいただきましたので、このところはこれで終わらせていただきまして、3項目めに入ります。

企業誘致について伺います。

本町も中央工業団地の整備も進んで、あとは企業誘致することで雇用拡大、そしてまた本町の経済波及効果には、やはりこれには即効性があると思います。そしてまた、購買力も増加するでしょう。また、商店街も活性化するでしょう。そして、何といても町に入ってくる固定資産税、それから事業税、この収入が見込まれるわけでございますけれども、この企業誘致することは何といてもやはり町の発展につながるということになるかと思えます。

そこで、2点伺います。

本町で誘致する企業の調査方法は、どのように調査をし受け入れをしているのか伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

本町の中央地区工業団地へ誘致する企業の調査方法につきましては、企業側から具体的な進出の申し出がありました際に、企業の経営状況、今後の展望等を調査し、企業の信用度を把握するため民間調査会社へ調査を依頼しているところであります。

調査内容につきましては、会社の基本情報、業績の推移、企業の展望を盛り込んだ内容となっており、企業の進出を見きわめるための参考資料としており、委託しております民間会社につきましては、これまで蓄積してきた企業のデータベースとノウハウ、そして全国に広がるネットワークを生かし、質の高い企業情報と幅広いサービスを提供していただいているところでございます。

また、副町長を座長に課長級で構成します企画調整会議、その後、町長、副町長、教育長、総務課長、企画財政課長で構成します政策会議において、企業の実態等について調査資料をもとに協議を進めているところでございます。このようなことから、調査資料をもとに庁内で進出企業の調査を行っているところであります。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 今の答弁、企業の信用度を把握するため、民間調査会社へ調査を依頼しているということでもございましたけれども、どのような調査会社なのか伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。

会社名は、株式会社帝国データバンクの仙台支店ということで、これはもう調査の会社としては随一のところだと思います。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 今の答弁、帝国データバンク会社をお願いしているということでした。これは、やはり全国的に知られた会社でございますので、問題はないかと思えます。また、今、答弁の中で調査資料をもとに本庁内で進出予定企業の調査を行っているということでしたけれども、やはりこの調査で一番大事なことは支払い能力ではないかと私は思うわけです。本町に呼んだ、それはいいんですけども、連絡がとれず、今度はお金の入金がない、最後には逃げられる、こういうこともございましたけれども、職員の方々も特に企業を誘致する際、その会社の支払い状況、これを確認するのもやはり一つの方法ではないかと思うわけでございます。

例えば、A社という会社を誘致したいと、本町にですね。そう思った場合、その

会社の支払い状況がどのようになっているか、まずA社がB社と取引していたと。そうしたら、今度はB社に行って確認するという方法があるんですね。そのB社から今度は確認する。A社はどのような会社かと。そして、A社のまず支払い状況、現金なのか小切手なのか現金小切手なのか、もしくは自振手形か回り手形なのか。そしてまた、自振の場合は今度はサイトというのがございます。自振サイトは何日か。そしてまた、そのサイトは延びていないか。最初は90日だったところが120日になった、150日になった、そのように延びていないかどうか。それから、現金支払いから手形支払いになっていないかとかですね。また、特に厳しいのは手形ジャンプ。これがあった場合は、やはり調査すると少しはどのような会社かというのがわかりますので、本庁内でやはり企業調査に携わる人は、このぐらいは本当は覚えておいていただければと思うわけでありませう。

これからもリサーチ社を使って、先ほどは帝国データバンク会社ということを行いましたけれども、東京商工リサーチ会社というのもございます。2つ頼むのもいいでしょう。お金はかかります。これはお願いしますと私らのときは大体3万円から5万円ぐらいかかっていたような記憶をしておりますけれども、そういう形でやはり健全な取引になるようにしていただければと思うわけでございます。

2点目に入ります。

企業誘致交渉など支援を行う企業立地推進員を募集してはいかがでしょうか。伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、県内自治体におきまして企業立地推進員を設置しているところもございます。本町におきましては、企画財政課内に企業誘致対策室を設け、県内企業を初め首都圏企業を訪問、あるいはまた宮城県が主催し東京都、名古屋市で開催されております企業立地セミナー等に参加するとともに、宮城県と連携を密にしながら積極的に誘致活動を推進しているところでございます。

今後につきましても、宮城県と連携を図りながら企業誘致を進めてまいるところでございますので、現在のところ企業立地推進員を設置する予定はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 先ほどの答弁で、企画財政課内に企業誘致対策室を、職員の方々が

誘致しているということを言われましたけれども、職員の方々はどちらかというと、失礼なことを言うかもしれませんが、プロではございませんとっております。ですから、誘致交渉はやはり知見のある、ノウハウを持った、そしてまた専門的な知識とそれから経験、これが必要だと私は思います。そういったことの生かせるやはり交渉力ある方、企業誘致に関する幅広い知識や豊富な営業経験、そしてまたネットワーク力を持っている方、こういった方々を外部から募集するというところについての考え方はありませんか。伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げたとおり、現在のところは企業立地推進員を設置する予定はございませんと答えましたが、宮城県の企業立地課、極めて優秀なスタッフがそろっております。現在、彼らも亶理町の職員の一員というふうに私は捉えております。この企業立地だけじゃないんですけれども、亶理町の場合は今、県から行政では3人ほど応援をいただいています。みんな一騎当千の方々です。でも、他町村に比べて極めて少ないのは、受けられるスペースもなかったという要因があるんですけれども、そのかわり県の各部局にわたりまして、いろんなとにかく亶理町の行政応援をというか指導、あるいは一緒になってやっていただくということで、我が職員にも、亶理町の職員にもそのことを強く申しております。

企業誘致につきましては、先ほど議員おっしゃったように、まずもってやっぱり優良な企業の誘致が一番でございます。それと同時に、亶理町にとって必要な企業ということでございます。したがって、職員のほうにも焦らないでやってくれということを行っています。なるべくスピード感をもってあの団地に誘致したいわけなんですけれども、議員おっしゃるようにまず優良企業が最初の問題、それから亶理町にとって必要な企業、これは2つの重要事項でございます。そのために、焦らないでやれということで指示をしています。

そのためにも今、人材ということなんですけれども、県には優秀なスタッフがおりますから、県のスタッフともども、これは亶理町の職員だという考え方で私は今現在進めております。この点をご理解いただきたいとこのように思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 宮城県の優秀なスタッフがそろっているということでございましたので、しかし私が思うには、やはり外部から募集して企業立地推進員、そういった

外部の企業立地推進員から企業立地情報を得て、そして誘致にふさわしい企業と判断した場合は、今度は町と、先ほど宮城県の優秀な方と言いましたけれども、やはり町と連携して、そして企業誘致活動を行うと、こういうことも大事ではないかなと思ったわけでございます。

そのため、当初お話ししましたがけれども、誘致企業に関する幅広い知識や豊富な営業経験、そしてまたネットワークを持っている方、やはり何といたってもこのネットワーク力を企業立地推進員として募集して、亘理町の企業誘致にかかわる情報収集活動、そしてまたPR活動、企業訪問活動等を行っていくと。そうすることによって、企業の調査方法も細かくできるのではないかなと思うわけであります。ぜひ、外部からの企業立地推進員を募集して、先ほど町長が言っておりました優秀な会社ですね。何としてもやはり本町にAクラスの企業がどんどん来るように考えていただければと思うわけでございます。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため休憩いたします。

再開は13時といたします。休憩。

午前 11時52分 休憩

午後 0時57分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番。高野 進議員、登壇。

〔6番 高野 進 君 登壇〕

6番（高野 進君） 6番、高野 進でございます。

3つ質問をいたします。

1つ目、地方公会計についてであります。

平成26年に総務大臣名で「今後の地方公会計の整備促進について」、固定資産税台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。平成27年、昨年1月でございますが、各地方公共団体において統一的な基準による地方公会計の整備に取り組まれるよう、総務省自治財政局長名で県を通じて要請があったと思います。具体的に、まず何がどのように変わるのかご答弁を願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 地方自治体における現行の予算、決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くということで予算の適正、確実な執行を図るという観点から、現金主義会計が採用されているところであります。しかしながら、現金主義会計は地方公共団体の資産全体から見た場合、その一部である歳計現金に関する収支、いわゆるキャッシュ・フローが示されるにすぎず、毎年の歳出の結果としての資産形成に関するストック情報が不十分であるとの指摘が以前よりされておりました。

そこで、企業会計と同様である発生主義、複式簿記を取り入れ、ストック情報、フロー情報を総体的、一覽的に把握することにより現金主義会計を補完するという目的のもと、平成27年1月に総務大臣より「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知が出され、これにより原則として統一的な基準による財務書類等、いわゆる新地方公会計を平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において整備するよう要請されたものであります。

同時に、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」も公表され、その中では統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成手順等や連結財務書類作成の手引き等のほか、統一的な基準による資産の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取り扱いについても示されたところであります。

新地方公会計整備に当たっては、固定資産台帳の整備が必須となっており、これにより減価償却費などの目に見えないコストを計上するとともに、公共施設等のマネジメントに活用するなど効果も期待されております。本町におきましては、新地方公会計の導入に先立ち、今年度より固定資産台帳の整備に着手しているところであり、平成28年度末までに整備が完了する予定であります。

また、新地方公会計については、現行の財務会計システムに新たなシステムを追加導入する計画であり、その経費を28年度の補正予算において計上する予定であります。これにより現金主義、単式簿記から発生主義、複式簿記への仕訳変換等が可能となり、固定資産台帳に基づく各種仕訳等とあわせて、平成29年度末までに新地方公会計の整備を完了させていきたい考えであります。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 私にとってはなかなか取りつきにくい問題でありますけれども、要

約しますと現行の予算、決算は現金主義会計ですよということ。これでは資産形成に関する情報、ストック情報が不十分だということ。そこで、企業会計と同様の発生主義、複式簿記を取り入れて現金主義会計を補完するという目的で、統一的な基準が示されたというふうに理解をしております。

この地方公会計制度の見直しは、総務省方針でございますけれども、簡単に、ただいま町長申されたように貸借対照表や民間並みの財務諸表の作成により、発生主義、複式簿記の導入ですけれども、経営の透明化が目的であり、この財務諸表の作成により資産や負債、資金の流れがわかり、経営状況がより把握しやすくなるということであろうというふうにまとめたいと思います。これにより、自治体が経営計画や老朽施設の更新計画をつくりやすくなる効果もあると私は思います。

ここで、4点の質問に入ります。4点ですが、1つは財務書類作成についてであります。2つ目は、資産評価及び固定資産台帳整備についてであります。3つ目、連結財務書類作成についてであります。4つ目が、財務書類等の活用について。以上4点、順次質問をいたします。

1点目、財務書類の作成についてでありますけれども、第5次互理町総合発展計画が大きな対象となるかというふうに思います。箱物で言えば、公共ゾーン整備計画の財源がまず大きな課題であります。当面、役場庁舎、保健福祉センターの建設、行く行くは町民会館、総合体育館などであります。財政運営が問題になるわけですが、それについてこれからの5年間、あるいは10年間の財政シミュレーションを作成、提示する考えはないかということでございます。あるならば、いつまでに作成、そして我々に説明されるかでございます。以上、お答えいただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 第5次総合発展計画における実施計画を6月議会に提出予定でありますので、その内容を踏まえた財政シミュレーションもあわせて提示したいと現在考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6番（高野 進君） 6月の議会までということでございますが、2点目でございます。資産評価及び固定資産台帳整備についてであります。

台帳の整備により、将来の施設更新、必要額の推計や施設別のコスト分析のマネ

ジメントが可能になるというふうに思います。これからの公共ゾーンの施設、先ほども申し上げましたけれども、役場庁舎、保健福祉センター等が該当するんであるうと思いますけれども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、このことについては、企画財政課のほうで作業を進めております。企画財政課のほうよりお答えしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今後、整備予定であります固定資産台帳、これについては町が保有する資産が全て網羅されますので、役場の新庁舎、それから保健福祉センターが建設された際は、もちろん固定資産台帳に掲載されます。固定資産台帳におきましては、取得価格、耐用年数、それから減価償却費等も計算されますので、建設後の施設更新の必要額の推計、あるいは施設別のコスト分は可能であると考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 3点目。連結財務書類作成についてであります。

連結財務書類作成によって公共施設等のマネジメントが可能になるというふうに思います。そこで、連結の対象として亘理地区行政事務組合、また亘理・名取共立衛生処理組合、これが対象になるのであろうと思いますが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 連結財務書類におきましては、本町の一般会計、それから特別会計、それから水道の企業会計に加えまして加入する今の事務組合、それから亘理町はありませんが、出資する第三セクター等も対象となりますので、事務組合や先ほどお話のあったわたり温泉鳥の海特別会計も連結の対象となります。

ただ、連結の際には各団体において新地方公会計が作成されていることが条件となりますので、一部事務組合においても同様の公会計の導入が今後必要になってくるだろうと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 今のご答弁の中で、わたり温泉鳥の海も対象になるというふうに申されましたが、よろしいですね。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 国の通達等を見ますと、内容になっているようでございます。
以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 連結の対象になるということは、貸借対照表等財務書類には統一的な基準の中に、先ほど発言しましたけれども、貸借対照表や損益計算書等も含むわけでございます。それで、わたり温泉島の海も対象になるというふうに再度確認しておきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今申し上げましたとおり、わたり温泉についても対象になります。今申し上げました貸借対照表、これについては予算のとり方等によってちょっと変わってきますので、これはちょっとまだ一概には言えませんが、貸借対照表については今後の課題ということでお話しさせていただきたいと思います。あるいは、附属資料になるかどうか、ちょっとその辺まだ今、検討しているところがございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 平成30年だったかな。平成30年の3月末までということでございますので、今の「検討する」ということはまだ時間がありますが、心しておきたいと思います。

今度は4点目。財務書類等の活用でございます。

事業別施設別のセグメント分析等による予算編成等への活用方法を示したものとあります。要するに、自治体の限られた財源を賢く使うことになるというふうに表示されております。そこで、各地域における交流センター、またまちづくり協議会等が該当するのかどうかをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） まず初めに、地区の交流センターについては、本町の施設であるということで新地方公会計の対象になると思います。施設別の、先ほど言ったセグメント分析、いわゆるざっくり切り開いた分析でしたと思いますが、それも可能であると考えております。

あともう一つのまちづくり協議会、これについては事業委託先の団体でございまして、重立った資産を有しているわけではありません。それから、あと各種事業展

開にかかわる経費を出していないという観点から、新地方公会計における事業別施設別のセグメント分析には該当しないと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 具体的に何がどのように変わるのか、実際を見てからじゃないとなかなかわかりづらいと私は思いますが、移行期間はおおむね3年間ですと、平成30年3月末、先ほども申し述べました。移行は、検討するとかいろいろありますが、可能ですかということです。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 原則として、国のほうの通達からは29年度末。議員おっしゃったように、30年の3月末までに全団体が策定することとなっておりますので、当期間内に整備完了できるように準備していきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 移行に伴うといいますか、移行へ考えられる問題点、例えば会計に詳しい職員が少ない、ゼロとは言っていません。少ないとか、事務負担等がふえるということも考えられます。対応策はございますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおり、移行に当たっての問題点につきましてはまさしくおっしゃるとおりでございます。会計に詳しい職員が、極めて少ないわけでございます。事務負担が増大するということでもあります。その対象として、現在実施中の固定資産台帳整備及び28年度補正予算で計上予定である財務書類作成支援業務等の中で専門家からの助言や研修会を開催するなど、職員の技能向上を図っていきたいと考えております。

また、財務書類作成業務委託において実行財務会計システムと連動できる、できるだけ簡易的な自動仕訳が可能となるよう、委託業者と調整を図りながら整備していきたいとそのように考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） まとめますと、自治体の会計に企業方式を導入すると、簡単に述べますとそのようになるかと思えます。この質問は、これで終わります。

2つ目に入ります。

わたり温泉島の海の営業成績についてであります。このところは、大きく2点。

1点目。平成27年度の決算見通しであります。営業日数と利用客数、それと利用収入。食事料、入浴休憩料、使用料をもとにお願いします。管理運営費、職員人件費、そのほか委託料云々ということで、運営費ごと。

②は後ほどいたします。

質問に今入ったわけですがけれども、若干発言をいたします。

平成27年度決算は、3月末で締めるわけです。ことしの9月になって初めて私どもはわかるわけです。一般的に、決算とか事業報告があつて、そして事業計画も含めて翌年度予算が審議されるわけでありまして。ところが、皆さんご存知のように温泉事業予算が3月に、これから審議決定されるわけですが、半年後、9月に前年度決算が判明するわけです。民間企業では、ちょっと考えられない仕組みであります。

さて、温泉事業は独立採算であり、市場動向、外部環境に大きく敏感に反映されます。このような観点から、予算審議に先立って決算見込み等について質問をしたわけでございます。先ほどの営業日数とか利用客数、それらについてご答弁を願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 営業日数、利用客数についてお答えします。

わたり温泉島の海につきましては、一昨年の10月、入浴サービスのみで一部再開を行い、おかげさまで多くの皆様にご利用をいただいております。入浴者数もおおむね順調であり、当初の目標より若干上回っております。

さて、ご質問の今後の見込みについてでございますが、まず営業日数につきましては年末年始の営業を行いましたことから、当初よりもふえ、平成27年4月から平成28年3月まで353日間を予定しております。

次に、利用客数の見込みでございますが、1月末現在で121万5,297人の皆さんにご利用いただいております。10カ月で月平均1万2,500人といたしますと、残り2カ月で2万5,000人、合わせて15万人ほどを見込んでいるわけでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6番（高野 進君） 次に、利用収入でございます。

それと、一緒にいいです、入浴休憩料。それと、使用料といいますかね、それらの収入についてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） それでは、まず食事料でございますけれども、昨年9月から12月までの期間、4階のレストランにおきまして本町の郷土料理はらこ飯を提供させていただきます。75日間の営業で1万1,264食、売り上げは1,095万4,000円でございます。営業時間内における食事の提供数が予想より少なかったこともあり、当初の目標よりも下回ってしまいましたが、多くの皆様に亙理町の秋の郷土料理を楽しんでいただけたと考えております。

なお、食事の提供ははらこ飯を限定として行いましたので、これ以上の食事料の見込みはございません。

次に、入浴休憩料でございますが、4月から1月までの入浴料売り上げが約5,400万円となっております。先ほども申し上げたとおり入浴者数も順調に推移しておりますことから、残り2カ月を昨年の実績並びに今年度の状況を勘案し、約6,600万円を見込んでおります。

次に、使用料についてですが、会議室使用料と屋上に設置してありますNHKのお天気カメラ設置使用料を合わせまして、約7万円を見込んでおります。

最後に、自動販売機販売手数料のほかタオル、歯ブラシ、ローション等の諸収入ですが、397万円ほどを見込んでおります。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6番（高野 進君） 次に、管理運営費でございます。職員人件費とそのほか委託料、あとアルバイトといいますかね、人件費、それに消耗品等、この2つに分けてご回答いただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 職員人件費につきましては、3名の職員の給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金を合わせまして1,430万円を見込んでおります。

次に、管理運営費につきましては、光熱水費やシルバー人材センター等の委託料を含みます運営費が約6,430万円、修繕費や各種機器保守点検委託料を含みます管理費が約2,200万円、合わせて8,630万円を見込んでおります。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6番（高野 進君） 一口に言いますと、営業収入が利用収入、入浴休憩料、使用料、合計で7,760万円、私の計算でなります。そこで、支出でございますけれども、管理

運営費、職員人件費、1,430万円ほか8,630万円、これの合計営業経費が1億60万円となりまして、営業経費から営業収入を差し引きますと2,332万6,000円、違ったらごめんなさい。2,340万円ほど、物の見方で営業損失になります。

ここで、ちょっと一つ。先ほど回答ありました職員人件費、燃料光熱費が入るわけですね。それから、委託料の未払金を含んだ報告だったのか。要するに、3月末まで発生分で、4月以降に払う予定の金額、発生主義といいますか、それも含んでいるかどうかの質問でございます。いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 数字的な件は、担当課長のほうから答えます。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 3月までの見込み、全て光熱水費、委託料、人件費とも含んでいる金額でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） ところで、食事料でしたけれども、食事料ははらこ飯ですね。1,095万4,000円と伺いました。これの総コスト、食事料の原価は幾らですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課長のほうより答えます。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 食事料の総コストと申しますか、歳出の方でございます。食事材料費から消耗品、あと臨時職員の人件費、修繕料、委託料等を含みまして、1,054万6,296円でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 食事料のコストが1,054万6,000円、はらこ飯の売り上げ代といえますか、1,095万4,000円、差し引きますと約41万円黒字であります。

平成28年度の町長施政方針で、レストランの試験営業については若干の黒字になったと申されました。約4%、なかなかよろしい数字だと思います。やればできるということだと思います。

そこで、平成27年度の営業損失は2,344万円で、27年度ね。平成26年度、10月から営業したわけですがけれども、その営業損失は1,548万円であります。合計3,890万円、約3,900万円であります。1日当たりですと7万5,000円の赤字で、1カ月当

たり約200万円であります。温泉はかけ流しで結構ですが、ここで税金は垂れ流しになっているのかなと私なりには見ております。

それで、町長にお伺いをいたします。第5次総合発展計画でいろんな金がかかるわけです。これらの数字を見るに、33億円の町税収入から見ますと3,900万円、1年半ですけれどもね、少ないというか微々たるものだというふうに考えられるか、それともこれは大変だと、第5次総合発展計画の大きな足かせにどんどんなっていくのではないかというふうに思います。簡単に結構ですが、今後わたり温泉の事業展開をいかがお考えかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

議員のお話を伺っていると、採算のことだけでわたり温泉を位置づけているとそのように判断をしているわけですがけれども、私の場合は、バランスシートは温泉のバランスシートだけじゃなくて、互理全体のバランスシートの中で温泉の位置づけがあるべきだと思うわけでございます。今回の入浴再開につきましても、ひとつ復興の証にしようじゃないかということでは始まったわけでございます。

それで、今回の震災に遭いまして、3県遭ってあの被災、いわゆる百数十メートルあって13メートルの波をかぶってどっこい営業しているところは、ここだけなんです。ですから、これは互理町にとりましてあのレベルの災害であっても、人の命48名はあそこで籠城したはずですし、営業を再開している。これは非常に大きな意味があるかと思えます。したがって、ここで営業することにまず誇りを持つべきだろうと思えます。そしてまた、アピールすべきだろうと思えます。

この件につきまして、入浴だけでございますけれども、入浴でこのぐらいのマイナスが出ているというのは、それだけリスクがあるということでもあります。経営を推進していくには、相当リスクがあると。したがって、いわゆるよく言われますレストラン、それから宿泊、それから食事、休憩、この件についてはより、今、指摘のとおりやっぱり経営管理が大事でございますから、慎重に進めているところでございます。

ここは、行く行くはやっぱり持っている機能は全て運営すべきであると判断をしています。これは、互理町にとりましての非常に大きな前進につながるというふうに思えます。そういう面で、ますますこの経営管理につきましてはさらに慎重に、

そしてまた積極的に持っていきたいというのが私の考え方であります。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 反論をする気はありませんけれども、我々は税金の使い道をチェックしていくのが仕事でございます。一つ申し述べますと、温泉の設立趣旨はあります。簡単に言うと、住民の健康増進、福祉の向上、そういうのにも資していきたいと、これがわたり温泉鳥の海設置管理条例であります。十分承知しております。その面で行きますと、特別会計がございます。一口に言いますと、わたり温泉で発生する経費はわたり温泉の収入で賄う、これが基本原則です。以上を申し述べて、同僚議員が後ほどまた温泉経営について質問を行う予定ですので、この件は終わりたいと思います。

次に、3つ目に入ります。

「検討します」というふうな今までの一般質問でご答弁をいただきました。

（「（2）は」の声あり）ああ、失礼。（2）だ。ありがとう。

（2）については、1つ目の質問で地方公会計の中でご答弁いただきました貸借対照表等財務書類を作成するというところでございますので、損益計算書についてはそれに含まれているというふうに思います。したがって、この質問は取り下げます。

3つ目に入ります。

「検討します」の検討結果についてであります。2点あります。

1点目、4ないし5月の連休中の図書館開館日をふやしてはどうかというこの質問に対して、これは昨年の9月の定例会であったと思います。ご答弁は、年度内に検討したいということでございます。理由は、4月、5月の連休中、通常町外へ通勤、通学等で利用できない方々のために利用できるよというのが目的でございまして、休館日を見直してはどうかということでございます。年度は間もなく終わります。検討結果をお伺いしたいというふうに思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 図書館の件ですので、教育長のほうより答弁したいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、ご質問にお答えいたします。

ご要望のありました、通常利用できない方々のために4月から5月の連休中の図

書館利用日の見直しについてお答えいたします。

平成27年度の特別開館日につきましては、今年度でございますけれども、5月5日のこどもの日だけであったわけでございます。利用者の利便性なんかも考慮しまして、来年度、平成28年度は5月5日のこどもの日に加えて、4月29日の昭和の日、それから5月3日の憲法記念日、5月4日のみどりの日の3日間を追加いたしまして、特別開館いたしたいというふうに思っております。

特別開館日をふやすことによって、いわゆるゴールデンウィークに当たる4月29日から5月8日までの10日間の連休中に、開館日が9日間になります。休館日は1日と。そういう中で、職員の健康面も考慮いたしまして、特別開館日につきましては開館時間を若干短縮して午後5時まで開館し、その後閉館していきたいというふうに考えております。いわゆる10日間のうち9日間は開館するというところでございますので、ぜひ多くの方々にご利用していただければと。

なお、周知については広報とか、図書館だよりとかも図書館で出していますので、そういう面で周知していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） まとめますと、4月の29日から5月の8日まで、休みは5月の2日だけですと。9日間開館すると。閉館時間は午後5時と。朝は10時からでよろしゅうございますか。（「そうです」の声あり）町民サービスの向上につながると思います。なかなか結構なことだと思います。先ほど申されたように、町民への周知とそれから職員の健康面から、交代休日等々を十分配慮されるよう切望して、この質問は終わります。

2点目に入ります。

これは、26年、一昨年12月の一般質問でございます。津波浸水区域の除草をということでございました。津波浸水区域に雑草が繁茂し、現在もそうです。枯草への着火による火災のおそれ、害虫発生等が懸念され、景観も損なわれます。草刈りが必要と思うがということでしたが、時のご答弁は「空き家等対策推進特別措置法成立の推移を見守り検討していきます」と。この検討結果をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 質問にお答えいたします。

平成26年12月定例会で、津波浸水区域の除草の質問で「空き家等対策の推進に関

する特別措置法の推移を見守り、検討していきます」と答弁いたしました。空き家等対策の推進に関する特別措置法は、平成26年11月27日公布され、平成27年2月26日、関連の規定は平成27年5月26日に施行されたことから、12月定例会時点での具体的な内容がわからず、その後に確認した結果、今回の特別措置法は空き地の状態を想定したものではなく、空き家を前提にしたものであったことから、雑草の除草等にはこの特別措置法による指導等はできないものと考えられます。

そこで、現在雑草等の除草については、亘理町みんなできれいなまちにする条例により、これまで同様、指導及び助言を行っているような現状でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 指導とか助言されているということでございますけれども、町内、町外合わせて何件ぐらい指導助言を、文書か口頭かわかりませんが、されているのか、ちょっとお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 町民生活課長のほうから説明させます。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 26年度の実績でいいますと、町内が58件、町外が129件となっております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 文書か何かですか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 文書で出しております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） その効果なんですけれども、反応は。あれば。また、どういうふうな反応があったかお伺いしたい。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） この文書を出しまして、文書の中身には例えば町外の人でとったら、当然草刈りに来るというのも大変なものですから、その中にシルバー人材センター等の案内もしております。それで、大体除草されるのが4割程度というような状況でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） ちょっと片側通行といいますか、指導助言だけでなく、あちらから今後どう対応するという、双方向といいますか、そのような文書はつくられているんですかね。つくるべきだと思うんです。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 今のところこちらからの一方通行でございまして、電話に「こちらで刈り取りました」とかそういう方もいらっしゃいますが、今後それについて連絡をいただくように文書に入れたいと思います。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 実は、これ河北新報の記事でございすけれども、ことしの1月の18日に町政懇談会が5年ぶりに再開されましたということ。そこで、荒浜地区においていろいろ問題があったんですが、住宅跡の除草云々とございす。これについてどのように対応したのか、検討中とかそういう返事をしたのか、ご返答願います。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） それにつきましては、荒浜地区で当然公共施設もございす。公共施設については当然町で行う、そして民有地であれば当然こちらのほうから文書で通知をしますということで回答をさせていただいております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） この該当者の名前を、該当者の方々だけでも名前を公表するという考え方はございせんか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） その名前の公表なんですけど、この津波の被害のあった10市町村のほうにちょっとお尋ねをしてみました。そうしたところ、空き地における雑草の条例の規定のある市町村は、3団体のみでございました。そのうち、公表の規定があるのは2団体でありました。しかし、公表まではしていないということでした。その理由としては、町外者が多く公表しても効果がないということ、それから近隣の住民同士でトラブルになるおそれがあるということで、規定はしてありますが公表はしていないというようなことで、あくまでも文書、電話等で指導助言をしているというような形ですので、本町としても公表については慎重に対応していく必要があると思いますので、この指導助言を強化しまして、今ある条例に基づいて、ま

ずはその空き地の所有者が管理をするべきだというもので、こういう共通認識のもとに啓発活動を続けるとともに、現条例に基づきまして適正に指導助言をしてきたというふうに思います。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） なかなか大変なことだと思うんですが、根気強くやっていただきたいと申し述べて、私の質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

次に、12番。大槻和弘議員、登壇。

〔12番 大槻和弘君 登壇〕

12番（大槻和弘君） 12番の大槻和弘でございます。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

前回、12月議会でも一般質問をさせていただきましたけれども、今回は町長がいるところでの一般質問ということで、ひとつよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

私のほうからは、大きく言って3点ほど質問をさせていただきたいと思います。1つは、被災者の医療費の一部負担金、介護保険利用料の免除の継続についてということ。2つ目が、震災5年を迎え上水道の今後の対策についてということ。最後に、新庁舎建設について。この3つについてご質問をさせていただきたいと思えます。

最初の質問ですけれども、これは12月議会の中でも質問をさせていただきましたけれども、東日本大震災の被災者の医療費の一部負担金などの免除措置の2016年度の継続について、検討結果はどうなったのかということで、国民健康保険医療費一部負担金、それから後期高齢者医療の一部負担金、介護保険利用料についてであります。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

東日本大震災による被災者に対する一部負担金免除措置の平成28年度の継続については、新聞等の報道でご承知のとおり、県内75歳以上の医療保険事務を所管している宮城県後期高齢者医療広域連合が継続しないとの決定をしたことに伴い、宮城県が県内全市町村に対し、国民健康保険に係る一部負担金免除措置について最終的

な判断に基づく意向調査を実施いたしました。調査結果については、「継続する」が8市町村、「継続しない」が岩沼市、山元町を含めた27市町村、「未定」1町でしたが、継続する理由としては「災害公営住宅の整備がおこなわれていることにより仮設住宅等での生活が長期化しており、被災者の健康維持が重要であるため」を主な理由として挙げております。また、継続しない理由として「災害公営住宅の整備が完了し、被災者の居住環境の整備がほぼ完了している」こと、また「対象者も限定的となり、保険者間や被保険者間での不均衡もある」こと、さらには「国の追加財政支援が終了するため」などの理由が挙げられております。

本町においても、近隣市町の動向を踏まえ、災害公営住宅の整備が完了していることや震災後5年が経過することから、区切りとしては今年度で終了することが適切な時期と考えられること、また同じ医療保険制度において公平性、平等性を保つ必要があることなど総合的に判断し、後期高齢者医療制度と同様に継続しないことを決定させていただいたところであります。

また、介護保険サービスの利用料の免除につきましても、近隣の自治体の動向や町の財政負担等を考慮し、医療保険と同様に継続は行わない考えであります。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今、答弁をいただきましたけれども、確かに広域連合、ここが打ち切るとするのは非常に残念な結果だというふうに私自身は考えております。ただ、国保についてですけれども、国の追加財政支援が終了するというようなことを今言われましたけれども、国の終了決定はまだ行われていないわけです。おこなわれているだけで、これはことし12月ごろというふうに言われております。結論を出すのは、ちょっと拙速ではないかというふうに私自身は考えているんですが、これも国が再開をしたということになると、12月ごろになるかいつになるかあれなんですけど、だとすると、亘理町はどうするのかということをお聞きします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） それは、その時点になっていろいろ検討したいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 先ほど継続するというのが8つ、しないが27だったでしょうか。その継続をするというところについては、どこどこなのかお答え願いたい。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 担当課のほうより答弁いたします。

議 長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 県の資料が来ております。それによりますと、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、東松島市となっております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 今、お聞きをしましたけれども、継続しないと答えている自治体、これは津波被害の沿岸部ではなくて、今の話ですと沿岸の多くは継続をするというふうに答えているというふうな、もちろん岩沼なり山元というところはあるんですが。だけれども、私はそういうところに足並みをそろえるべきではないかというふうに考えるんですね。沿岸部と。沿岸部が一番津波の被害が多いわけでありますから。そういったことが、再開の国の結論を引き出すことになるのではないかというふうに私は考えております。

正式に継続しないとの結論づけについて町として出すのは、きょうのこの質問が初めてなのか、あるいは公に継続しないというふうに言っているのか、そこをお聞きしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） きょうが初めてだと思います。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） そうすると、免除を受けている人にすれば、1カ月を残すのみだと。そういった意味では、継続の期待感も強かったのではないかというふうに思います。新聞報道もありましたけれども、それも先月の末というふうなことから、大した時間はないというふうな格好だと思います。

宮城県の保険医協会のアンケートという、こんなのがあるわけですがけれども、これについては2015年11月からことしの1月まで、亶理町も含めて沿岸9市町村の仮設住宅あるいは災害公営住宅の居住者に対するアンケートであります。それによれば、「持病がある方」については82.1%に上るとこの中では言っております。このアンケート結果がそうです。それから、「免除対象者の方で、免除終了後に医療機関の受診をするか」、そういう問いに「受診回数を減らす」という方が29.7%、それから「受診をやめる」という方については7.8%、もちろんこれは亶理町だけの

話ではないですけどもね。沿岸9市町村というようなことですから。ではないんですけれども、4割近くの方が影響を受けるというふうなことになるわけです。この数字といたしますか、この結果をどう思いますか。どう受け取りますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） やはり、先ほどの佐藤アヤ議員にもありましたけれども、あれは検診ということですけども、医療については早期治療というのが当然必要なので、その辺については懸念が残ろうかなと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 仮設住宅での生活が長期化していて、被災者の健康維持が重要というふうにも言われたわけでしたけれども、さっきの答弁の中で。アンケートによれば、仮設住宅に住んでいる方で受診回数を減らす、あるいは受診をやめるという方は、36.3%に上ります。逆に、災害公営住宅、この方については41%なんですね。災害公営住宅の方が多いということなんですよ。要するに、家賃もかかるというようなことがあるわけですから、そういう意味では深刻だというふうに私は思うんですね。そういった中で、先ほど言ったように期待感があるという中で、1カ月弱しかない状況で継続しないという、余りにもちょっと時間がない状況の中で病院を控えるということが予想されるということだと思います。

そこで、そちらにお答えを願いたいんですけども、現在免除者について28年度については激変緩和するというようなことで、一部負担金について段階的に1年をかけて3割負担に戻すというような、例えば4月から4カ月間については現在のまま免除をすると、それからさらに4カ月については3分の1、そして残りの4カ月については3分の2というふうな形、そういった激変緩和策もあるんじゃないかというふうに思うんですね。あるいは、交通手段であるタクシーとかこういうものにタクシー券を出すとか、こういった対策、何らかの対策は激変緩和策としてとれないかどうか、お伺いしたい。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど申しあげましたように、継続する自治体は、仮設住宅での住民が多いというのが一番の理由でございます。当町におきましては、1月末現在で約100戸、現在だったらもっと減っていると思います。ですから、そういう面では5年近く経過した中で、ここで今回の決定は、区切りとしては妥当じゃないかなと

いうふうな判断をしております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 私としては、やはりこの時点での打ち切りというようなことを考えた場合には、やはり何らかの対策はとるべきではないかというふうに私自身は考えております。それで、あとは12月ごろに国の方針というものが出るのであれば、その中で判断をするという、そういう方法がいいのではないかというふうに私自身は思いますし、そのことを検討していただきたいというふうに思います。

次の質問に入りたいと思います。

震災5年を迎えて、上水道の今後の対応についてということで、第1点でありますけれども、上水道の耐震化計画と進捗状況、これはどうなっているかお答えを願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 本町の配水管延長は、平成26年度末で27万4,324メートル布設してあります。そのうち、耐震管及び耐震性のある管は、耐震型継手のダクタイル鋳鉄管が9,721メートル、鋼管が762メートル、ポリエチレン管が5万4,641メートル、ステンレス管75メートルで、合計6万5,199メートル、約23.8%となっております。

本年度から平成30年度において生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、町道五十刈線等の耐震化を進めておりますが、今後も国の補助事業等を活用し、重要幹線を優先的に耐震化を進める計画であります。

また、既設管の更新時などにもあわせて耐震化を推進してまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そうしますと、最初に言った23.8%というのが恐らく耐震化率のことだというふうに思いますけれども、厚生労働省では新水道ビジョンというようなことにおいて強靱な水道を目指すというふうにしており、耐震化は急務というふうになっているわけでありまして。25年度の年度末での基幹管路、基幹管路ですから普通の一般の水道管ではないんですけれども、導水管なりあるいは送水管、配水本管というところなんですけれども、その耐震化率が34.8%というふうになっているんですね。宮城県はどうなっているかという、宮城県でも30.6%なんですね。ということであって、高いわけではないんですけれども、やはりこの耐震化というのは

やっていかなければならないというのは当然の話でありますので、アセットマネジメントというか、原油施設も含めて更新というようなこともあるんでしょうけれども、その関係もあってか耐震化計画そのものはまだきちっとできていないのかどうかかわからないんですけれども、やるとすればいつまでにつくるのかお答え願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課長のほうより答弁させたいと思います。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 大槻議員のおっしゃるとおり、今のところまだ耐震化計画、具体的な冊子というものはできておりません。ただし、町内では耐震化すべきところの図面という形では、課内のほうでは作成しております。

先ほど言った水道ビジョン、国のほうでつくり、今は県のほうでつくっております。その後、町のほうでも作成するというので、まだここでも年度決めてないんですけれども、作成していくというような形をとりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） わかりました。震災というのはいつ来るのかわからないですし、そういう意味では急いでつくるべきだろうというふうに考えています。ただ、拙速につくればいいというものでもないの、そこは十分検討しながらやっていただきたいと思います。

もう一つ、五十刈線というのを今やっているんですよね。それは了解したんですけども、耐震化計画で逢隈地区なり荒浜地区、この辺の関係というのは今後、耐震化計画の中にあるのかどうかお答え願います。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） ただいまのご質問で、逢隈地区あるいは荒浜地区の耐震化計画というところがございますけれども、先ほども申しましたとおり具体的な計画といたしましては町道の五十刈線、こちらに生活基盤施設耐震化等交付金というものを活用しながら平成30年度まで、これは西の用水路のところから最終的には吉田地区の交流センター、そこが吉田地区の防災の拠点にもなるというところから、そこまでの配水管の整備を行っているというようなところがございます。

荒浜地区、逢隈地区につきましては、その後の計画というような形になっておりますけれども、個別に道路事業等があればそのかわりの中で、部分的であっても

耐震化を進めながら、配水管の整備ということを進めていくというようなところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） わかりました。確かにその五十刈線については、たしかVPのビニル管200ミリか何か入っていたということなので、これは当然急ぐ話だろうと思います。それを耐震化するというのは当然の話かなというふうに思っております。

それからもう一つ、2点目ですけれども、震災を受けての課題と対応についてということで、特に広域水道復旧までに日時を要したわけですが、応急給水を含めて町民への対応に今後どのように生かすのかというふうなことでございます。ひとつよろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 東日本大震災時においては、広域水道の送水停止と田沢浄水場の停電により結果的に長時間の断水となり、利用者の皆様に多大なご不便をおかけいたしました。本町の水道水については、約9割を仙南・仙塩広域水道からの受水で賄っており、広域水道にはバイパス管の整備等により、今まで以上に完全確実な給水体制を確立するよう要請しております。

また、やむを得ず断水となる場合は、災害時応援協定を結んでいる他事業体や関係機関に応援を要請し、なるべく多くの給水拠点を確保したいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 了解いたしました。

質問をしたいと思っておりますけれども、災害時の応援協定というようなことがあるんですけれども、これについては具体的にどこと結んでいるのかというのをお聞きしたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課のほうより答弁させます。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 災害時の応援協定でございますけれども、基本的には町全体でさまざまな団体、それから業種と協定を結んでおります。特に、まず上下水道、下水道におきましては、お話しさせていただきますけれども、これも災害規模によ

り、大規模あるいは小規模で異なりますけれども、基本的には日本水道協会の宮城支部、それから福島、宮城、山形、それをつくっております広域の県の災害時相互応援協定に基づいてお願いするもの、それから近々でありますけれども、仙南・仙塩の広域水道の受水市町村、これが仙台市ほか県内、主に県南ですけれども16市町の中で応援給水の資材の提供あるいは職員の派遣、それから給水活動というところで応援をいただくということになっております。

それから、これは自治体を含めた他団体、それから町内の水道業者、亶理町水道工事指定連絡協議会というのがあるんですけれども、これが10社加盟しております。その10社において応急の工事等については迅速にやっていただくというような形の協定を結んでおります。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） それから、応急給水の対応についてでございますけれども、拠点給水の場所というようなことがあると思うんですけれども、震災のみならず、先ほど言いましたように、所長のお答えでは9割が広域水道に頼っているというような形になりますから、広域水道そのものが何らかの事故、震災じゃなくて事故で水がとまるという、前にもあったわけですが、そういったことがあるわけですね。そうすると、その拠点給水というかそれも必要になってくるわけで、その際には亶理町以外のところでも当然断水というようなことになりますから、そのほかのところから応援とかをいただくことになるとは思うんですけれども、いずれにしろその拠点給水の場所というのは、どこどこというのはもう決めてあるのかどうか。それについて、それを町民にどうお知らせをしているのかということをお聞きしたい。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 断水の場合のまず拠点給水というところでございますけれども、今回の東日本大震災時においては、町として、上下水道課として設置した場所というのが3カ所あるいは4カ所の設置ということでございました。場所は、中央児童センター、それから逢隈支所、それからサニータウンの中央公園、こちらの3カ所には町が常時設置したというところでございます。ただ、そのほか自治体の避難所になったところについてはまた別個に、町ではなくて例えば自衛隊とかそういったところが設置したというところでございます。

その前の平成20年5月に、広域水道が岩沼市で管の破損によって亶理町、それか

ら山元町に関して断水になったわけでございますけれども、その際には町内12カ所の給水所を設けました。場所と言いますと、この役場、それから鹿島の保育所、中央公民館、それから悠里館、中町東の公園、それから南町ですけれども蚕業会館、吉田地区では農村創作の活動センター、サニータウンの中央公園、新町の担い手センター、吉田保育所、農村環境改善センター、吉田浜の集落センターということで、こちらに他市町村、それから自衛隊も含めてご協力をいただき、給水車を派遣しているようなところでございます。

その際の住民への周知というところでございますけれども、防災無線はもちろんのこと、これは人海戦術になりますけれども、広報車を用いた広報という形での周知の仕方というようなところでございました。今後も同じような周知の仕方というようなところで考えてございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そうすると、先ほどの12カ所というようなこともございましたけれども、これは平成20年ですか、そのときですけれども、今のお話にもあったんですが、いわば明確にどこどこということを決めているのではなくて、その事故の状況に応じていたというふうな格好だと思います。だとすれば、その場合、結局広報か何かしてやるんだというふうに思うんですけれども、防災無線なんかを使っても、断水のときには、もしかすると災害復旧のときだとすれば使えないというふうな状況とかもあるわけですね。すると、事前にここの地区はここだというのをある程度決めておいて、それを使うかどうかは別としても、住民の方はここだなというのが頭に入っていればまた違うのかなというふうに思うんですね。給水車の数がどのくらいあるかわからないんですけれども、そういったことも考えればやっぱりそんなことも必要なのかなというふうには思うわけですね。

そういう災害があった場合には、先ほど言った応援協定のところから来てもらって、それで給水をするというふうな形になるというふうに先ほどお話はあったわけですけれども、その拠点ですね。明確に、今度どこどこというのは決められないのかというふうな。ケース・バイ・ケースですけれども。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

明確な場所というのは、その災害の状況によって変わってくると思います。ただ

し、基本的な、例えば中央公民館とか悠里館とか役場とかという場所については、常に拠点になる場所というようになるところになると思います。総務の防災のほうともいろいろお話をしながら、今後検討していきたいというふうに考えてございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ぜひともちょっとその辺、検討していただきたいなというふうに思います。

先ほどちょっとお話ししましたけれども、水道で持っている給水車なりなんなり、その災害の設備ですね。そういったものはどんなものを今、装備をしているのか、それをお聞かせ願いたい。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） お答えいたします。

今、町で持っている給水関係の資材でございますけれども、2トンの加圧給水車が1台ございます。こちらについては、震災の後に東京のほうからいただいたと。今のところ、給水車を1台持っております。

それから、1,000リットル、これのタンクが2台、それから500リットルのタンクが1台、それから20リットルのポリタンクが2,000個ございます。それから、これは随時追加していきますけれども、6リットルの、これは配布するような形になりますけれども、6リットルの給水用のポリ袋ですね。これが今のところ5,000枚、確保してございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 給水車については1トンが2台、0.5トンが1台というようなことで、ポリタンクについて浄水場に2,000ということでしたかね。あと、6リットルの給水ポリ袋が5,000枚というようなことだというふうに思います。やはりこういったときに、新潟のほうなんですけれども、バルーンというのをよく使っているんですね。あそこでは。バルーンって、1トンか2トン入ったちょうどテントのような形をしていて、水が漏れないような、要するに風船に水を入れたような状態のもので、そこから皆さんが給水をするというようなことがあるんですけれども、そういったものを各拠点のところに置いておいて、あと給水車で水を入れて、皆さんが使ってくださいというふうな方法もあるので、そういったこともちょっと考えてみて、やれということではないですよ、そういったことも考えたらどうなのかなとい

うふうに私自身思います。

それからもう一つ、停電と先ほど言いましたけれども、給水車を使っても停電と
いいますか、燃料ですね、給水車なんかを使っても燃料というものが震災ではもう
なかったわけですね。それに苦慮をしたというふうなことがあるんですけれども、
そういった燃料の確保というものは一体どうなっているのか。協定結ぶか何かをし
てそういったこともやっているのかどうか、そこをお聞きしたい。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 燃料関係については、町内のガソリンスタンド等と協定を結んで
実施していくというような形になります。計画的に町で備蓄するというのは不可能
なものですから、結局その時点で改めてお願いするというふうな手法しかないとい
うのが現状でございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） わかりました。今現在あるものをいろいろ活用しながら、やってい
かざるを得ないという形かと思います。

あと、それから一番ちょっと私が思うのには、震災なりなんなりがあった場合、
一番大切なのはやっぱりマンパワーといいますか、人の力だというふうに私自身は
考えているんですけれども、ここ亘理だけに限らない全国的な考え方ですけれども、
技術力といいますか、技術力を常に培っておいて、水道の場合は特にそうだと思う
んですよね。いわゆる直接住民に対して水を配るという、命の水とかそういった
関係があるわけですから、そういったことをすると水道の技術というのはなかなか
難しいというか、通常の方がいろいろやるといってもなかなかそれはできない状
態のものですから、そういった技術、不断の技術がそういう震災時には役に立つと
いうふうなことだと思うんですね。

そういったことを考えた場合、技術の継承といいますか、あるいは人材育成とい
うのはどうなっているかというのをちょっとお聞きしたいんですけれども、その前
にこれ、宮城県の資料があったのでちょっと見たんですけれども、これは平成26年
の3月31日現在の県の資料の中で「水道のいろいろ」ということで出ていたんです
が、ここの中で職員1人当たりの営業収益というのがあるんですが、これは実は宮
城県の中で亘理町というのは第3位なんですよね。すごく高いレベルだというふう
に思います。これは、1億5,650万円ですかね、1人当たりの営業収益というのが。

県平均だと8,849万8,000円というようなことになっているので、これを見ると非常に差がかなりあるというのが、8,849万円に対して1億5,650万円ですか、これが亘理町第3位ということなんですよ。倍ですよ。倍の収益を上げていると。1人で。

それから、職員1人当たりの給水人口というようなことでこれも見てみると、亘理町はこれもトップクラスで第2位なんですよ。給水人口、職員1人当たりが、給水人口が1人当たり6,712人ということになっています。県平均は3,407人ということで、この倍くらい亘理町のほうがすごくいいんですね。ということは、人数が少ないのにこれだけの働きをしているということは、優秀だからというのは当然の話なのかもしれませんが、1人にかかっている、1人の努力というのがすごくあれだということが、技術的にもそういった面でも1人にかかっている分が結構あるというふうなことだと思うんですよ。やはりそういった意味でも技術の継承というのは、あるいは人材の育成というのは非常に大切なものだというふうに思うんです。

人員がこれでいいかどうかというものもあるんですけども、とにかくこの技術の継承というのがうまくいかなければ、震災時には対応できないというふうなことになりますので、そういったことも上下水道課長についてはわかっていると思うんですけども、町長どうなんでしょうか、その技術の継承といったことを考えた場合に、どのように考えているか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 上下水道のみならず今回の震災を通じて特に感ずることは、技術系の職員が極めて少ないということなんです。このことは、やっぱりいざこういうときには非常に大変なことなんです。そういう面では、その辺を十分考慮した中での人事採用ということが必要になってこようかなと思います。

議員おっしゃるように、当町の職員、今回の震災を通じましても大分頑張っていました。この件は、町長としても大分感謝しています。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 本当に、今回の震災を乗り切ったというのはすごいことだなというふうに私自身も考えております。

今言ったようなことも含めて、やはり今後とも進めていただきたいし、その技術の継承も含めて、あるいは人材育成を今後とも進めていただきたいなということで、

この質問については終わらせていただきますけれども、最後になりますけれども、最後の質問でございます。

新庁舎建設についてであります。

防災広場の活用について、災害時の支援活動や一時避難所のためのスペースというふうになっているんですけれども、災害時の断水に備えて地下に耐震貯水槽、飲料水ですけれども、これを設置して有効活用をしてはどうなのかということと、避難所及び職員のための食料などの備蓄倉庫も庁舎建設時につくるべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 新庁舎を建設する予定地であります亘理駅東側の公共ゾーンにつきましては、新たな行政拠点として役場庁舎のほかに保健福祉センター、そして将来は町民会館、町民体育館、学校給食センターなどの全町をサービスエリアとする行政、教育、文化、コミュニティー機能を有する各公共施設や、安らぎと潤いのある緑地帯を将来にわたり整備していく計画であります。

早急には、被災した役場庁舎及び保健福祉センターを建設し、東日本大震災の教訓を踏まえ、公共ゾーンが災害時の防災拠点として機能できるように整備を図っていきたい考えであります。防災広場につきましては、災害時の支援活動や一時避難所のためのスペースに活用することができ、通常は多目的広場として町民の憩いの場、潤いの場として利用できるものとして整備していきたいと思っております。

ご質問のとおり、確かに東日本大震災ではライフラインが断絶し、飲料水は水道管による給水が不能となり給水車等による供給となったことから、飲料水の備えは重要な防災上の課題であると十分認識しております。

こうしたことから、災害時に対応できる飲料水を確保する設備の設置につきましては、地下式や地上式の設備等は多様であることから、今後これは協議、検討していく事項だと思えます。また、設置場所につきましても、新庁舎周辺もしくは防災広場周辺がよいのかも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。防災広場と防災備蓄倉庫につきましては、国の復興交付金を活用して整備を進めたいという考えであります。防災備蓄倉庫の整備時期につきましても、役場庁舎建設に合わせ有事の際の物資供給の拠点となるよう、整備を図っていきたいと現在考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 検討していきたいというようなことでございましたけれども、耐震貯水槽について若干だけお話をさせていただきますと、通常の水道管が入っているわけですけれども、耐震貯水槽といった場合には、通常100ミリと150ミリの管が入っているわけですけれども、それが耐震貯水槽ということで、これが1,500ミリとか2,000ミリぐらいの大きさのものになるわけですね。それも通常の水の流れと同じように水が流れているというふうな格好です。塩素分がなくなってしまうので、そのまま置いておくと、次に流しておくというふうな格好になります。これは、土の中に当然埋まっているというような状態ですけれども、大きな地震が来た場合、これが簡素なものは2メートルとかそのくらいですけれども、長さについては15メートルとか20メートル、そういうふうな感じでいろいろあるんですけれども、そういった感じで60トンなり100トンなりというようなものがあるんですが、それが通常、細い管から太い管に入って、また細い管に入って流れていくというふうな状態なんです。地震が来ましたらその太い管の貯水槽の部分だけ遮断をするわけですね。緊急遮断弁で遮断をすると、そこが貯水槽というような形になるわけです。そこから上に、立ち上げておいたところから、人力で水をくむというふうなことになります。

仮に100トンだとすれば、100立米入るといようなことになるわけですから、通常1人3リットルなんていうことが言われていますけれども、実際、震災の方はわかっていると思うんですが、水をくみに来た方はポリタンクで持ってきますから、そうすると20リットルくらいになるんですね。100立米だとすれば、5,000人分くらいはそこの中に入っているというふうな格好になります。ですから、復旧するまでの間、とりあえず震災があつて3日間なりなんなり、その分についてはその貯水槽で間に合わせて、あとは災害復旧あるいはいろんなところから給水車を持ってきたりなんかしてやるというふうな格好で、その分でしのぐというふうな形のものであります。

ただ、新しく庁舎をつくるわけですから、そういった、今回の場合、特に防災関係の拠点にもなるということですから、ぜひともこれは地下に、これは地下式のものですけれども、地上式のものもあることはあるんですが、地下に埋めるということになりますから、当然邪魔にはならないわけですし、これは有効活用を地上は

できるというようなこともあります。したがって、こういったものをぜひとも検討していただきたいなというふうに考えておりますし、それと同時に備蓄倉庫ですね。

先ほど言いましたけれども、当然私は時期をずらしてつくるのかなと思ったものですからそういう質問をしたんですが、同じ時期につくりたいというふうなことでございますので、当然職員の方々も含めて、あるいは災害時に拠点に新しく集まってきた方という方がいるわけですから、その方は当然、水が要るのと同時に毛布なりあるいは食料品というものが当然必要になってくるんですね。そういったものは、やはり備蓄をしておくべきであろうというふうに思いますし、それと新しい庁舎、今度はこの新しい庁舎の建設のやつを見ますと、いろんなキッズスペースとかいろんなスペースがつくってあるというふうに思うんですよ。恐らく何かあったとしたらば、皆さん避難をして集まってきたとすると、1日や2日泊まることになると思うんですね。そうすると、1回にあるスペース、それを有効活用して、そこに恐らく泊まることもあるいは考えられるというふうなこともあるわけですから、その庁舎建設の際にもやっぱりそのことも含めて、そういったスペースも重要ではないかというふうに私は考えているんですが、その点はいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今の大変有益なご意見につきましては、これから本格的に設計に向けての作業が始まるわけでございますから、ひとついろいろとご意見を寄せていただければというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ぜひとも、そこについては実現をさせていただきたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって大槻和弘議員の質問を終結いたします。

この際暫時休憩をいたします。

再開は午後2時35分とします。休憩。

午後 2時23分 休憩

午後 2時32分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番。鈴木高行議員、登壇。

〔1番 鈴木高行君 登壇〕

1 番（鈴木高行君） 1 番、鈴木高行です。

私は、今年度作成され、昨日議決されました第5次総合発展計画の中から3点質問をさせていただきます。また、社会問題となっているいじめと不登校についても質問いたしますので、前向きな答弁をよろしくお願いします。

初めに、公共ゾーンと位置づけしている周辺の市街地形成についてですが、町では1月に総合発展計画案と新役場庁舎整備案について町内4地区で住民説明会を開催しました。出席者は、全地区で、記憶は約50人ぐらいでした。私も4地区とも出席していました。出席者の中からは提言もしくは批判までいろいろありましたが、私はこの意見の中から自分はこれと思った3点を選び、今回の一般質問で取り上げた次第でございます。

1点目は、公共ゾーン周辺はいつになったら市街地化するのかという意見でした。確かに、公共ゾーンの東側、西側、北側は水田で、ほ場整備によって大区画整備された水田と水路です。それも第1種の農業振興地域です。南側にしてもまだ連担しているわけではありません。このような状況の公共ゾーン周辺の市街化形成を、総合発展計画では市街化形成をするといって位置づけしておりますけれども、どのように市街化を図っていくのか伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 公共ゾーンそのものは、逢隈西部地区ほ場整備事業により取得した土地であります。これからの将来における公共ゾーン周辺の市街地形成については、南側の開発可能な区域から随時整備を図っていきたいと考えております。公共ゾーン周辺の第1種指定の農地の解除でありますけれども、公共ゾーンの周辺につきましては農地としての連担性があり、かつ大区画の農地ですので、部分的に第1種指定の農地を解除することは難しいですが、今後国や県と事前協議を実施し、町として必要最低限で該当地域一帯の土地利用計画を変更することで、農業振興地域の整備に関する法律で互理農業振興地域整備計画を変更し、その中で農振農用地区域そのものを変更する方法になると考えております。

また、逢隈西部地区ほ場整備事業については補助事業で実施してございますので、補助金に関する予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる適化法において土地利用の変更は制限されることになり、制限解除の時点で国や県と事前協議を実施し、町の土地利用計画の変更、次に農業振興地域整備計画の変更になります。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 回答では、土地利用計画そのものから見直すというような考えのようですけれども、なかなかこの土地利用計画の見直し、その上位法律、そういうものまで変えるというのは町単独ではなかなか難しいというのが状況だと思います。なおさら、第1種農地となると、これは解除には相当の労力と時間がかかると思います。言うのは易しい、行うのは難しいが、市街地化と人口の定住化、これはなかなか大変厳しいものだと思います。

そこで、私は2月22日の新聞で紹介された栗原市の例をちょっと申し上げます。栗原市では、1990年、東北新幹線のくりこま高原駅の開業の事業と並行して、駅前開発事業を計画しました。1990年ですよ。しかし、その駅周辺は田んぼが広がる農業振興地域に指定され、土地利用が制限されたため未着手になっていたが、このたび約20年たって県北の玄関口としてふさわしいまちづくりの議論が始まったと。始めて20年たって、このような議論が出てきたと。それが農業振興地域の除外という難しい制限がある。それでできなかったんだそうです。

確かに今からやるとしても、まだすぐはやれないんです。やっぱり国の補助事業で整備したものについては、国の許可が必ず必要なんだと。今後の見通しとして、2019年ごろにこの計画が着手されるんだろうと。そうすると、1990年から始まって、約30年は農振農用地が解除、除外されないというふうなことになるんですね。

本町にしてもあそこに公共ゾーンとして12.7ヘクタールを整備しようとするが、今回は第5次総合発展計画で役場庁舎と保健福祉センターが整備されると。そうした場合、12.7ヘクタールのどの部分が、位置図では示されているけれども、周辺については大変、農業振興地域の国の事業が入って水路は囲んである、水路は北側、東側、大きな水路が入っています。北側の逢隈の大区画ほ場整備は、まだ終わってそう間もたっていないし、東側の荒浜側だって大区画整備だし、西側もそうだ。見えるところは南側がちょこちょこって、ちょっと連担ぎみに建っていますけれども、それらを土地利用計画から始まって農振農用地の除外まで持っていくというのは、本町と栗原では条件は違いますけれども、相当の期間、20年は大体おおよそでかかるだろうと。農振除外にですね。それから手をつけるとなると、あの辺の市街地というのはちょっと厳しい。我々が死ぬころになると、うちがぼつぼつ建つぐらいかなというような気もするんですけれども、齋藤町長は何かそれをクリアするような

よい手法、そして町民がああ辺にそういう町として形成されるようなよい方法があるならば、齋藤町長のお答えを聞きたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ただいま申された栗原駅の周辺については、私も前の職場で何度かあそこに足を運んでおります。確かに、田んぼがありまして、大きなハウスがありました。そこに何度か通っているので、十分あの風景は今、目に浮かんでおります。

さて、我々の公共ゾーンでございますけれども、駅東側周辺については災害公営住宅あるいはまた防災集団移転事業によって、住宅再建により現在、相当人口が増加してきております。また、今後の企業誘致の推進や地方創生の事業推進により、さらに進展していくエリアであることは間違いないと思います。そういった要因を見通しながら、先ほど申し上げたとおりこれから将来における公共ゾーン周辺の市街化形成については、まず南側の開発可能な区域から市街地の整備を図りたいとこのように思っております。

公共ゾーン北側の市街化形成につきましては、南側区域の市街化が図られた後、先ほど議員がおっしゃったようないろんな縛りがあるわけでございますから、人口動態を見据えた中で検証していきたいとこのように思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今、駅東側の公共ゾーン周辺のことを質問しましたが、駅西側の市街地の活性化も大切だということに私は関心を持っております。齋藤町長も互理が一番栄えていた時代、繁華街の時代ですね。お住まいは五日町の四辻というところに住んでいて、その繁栄していたころの面影、時代をよくご存じのことだと思います。

今後のまちづくりには、やっぱり西側、そして今度はまちづくりとして形態をなしていこうとしている東側、これらが常磐線の線路で分断されることなく東西の往来がスムーズにあって、そして町に元気が出るような方策。特に、町長はこちらの一番いいところに一番互理の繁栄したときに住んでいるので、その辺の分断されないような方法として何か心当たりのあるような計画があれば、ひとつお聞かせください。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 確かに議員おっしゃるとおり、私は互理の辻に住んでおりました。

今も四つ角会と称しまして、当時の周りの仲間が集まって大変楽しくやっておりますけれども、きのうもご質問にありました今回の第5次総合発展計画の中に、歴史でつなぐということがありましたが、これからいわゆる我々が住んでいたこの地帯でございますけれども、やっぱり歴史にちなんだとか基づいたまちづくりになっていくんじゃないかな。

というのは、実は今から30年近く前になろうかと思います。昭和50年代、五日町商栄会でヨークベニマル等の量販店の進出、それに危機感を持ちまして、商店街を活性化しようということで、これからの商店街ということでいろいろ事業展開をしました。最終的には挫折したわけですが、当時こういうことで私も申し上げたんですけれども、この地区はやがて閑静な住宅地になるでしょうということで私も予想しましたし、予言しました。現在、全くそのとおりでございまして、ここに役場がありながら商店とかあるいはいろんな機関がどんどん消えていったというのは、これはやっぱりむしろモータリゼーションが始まった、いわゆる社会インフラの変革ですね。それから、消費行動の変化、いわゆる流出の変化もありますけれども商業形態の変化、これによって商店街として、言葉は悪いんですけれども、少しずつ衰退していったと、そういう経過があろうかと思います。

ですから、そういう面からすると、じゃあ今後というのは、先ほど言いましたように、ここの地区は将来閑静な住宅地になるだろうと。そういう面で、亘理というのは歴史が非常に深いわけですから、質の高い住宅地の整備というのが、今後この西側の地区というのは必要じゃないかと。

きのうも申し上げましたが、我々の先人というのは、この亘理というのは住まいは西から、山から張りついていった、そういった経緯があります。そしてまた、中世以降、城下町としてこの地区はできたわけですから、そういった観点から歴史にちなんだまちづくりが西側は必要かなと。東は東で新しい、最近先駆的な一つのさざんか通り、それから仙塩街道につながったことによって市街化、我々の予想以上に非常に展開が現在進んでいるのかなというふうな認識をしております。

そういう面では、議員ご指摘のとおり新たな西のほうのことについては、今申し上げたように、歴史にちなんだまちづくりをしていったらどうかというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 土地利用計画の中で都市計画マスタープラン、ことし新しく改正するのかなと思いますけれども、都市マスの中でも亘理の中央線と駅前大通り、さざんか通り、そして大河原信号のあたりね、それが四角い回廊のような形で都市マスの計画では結ぼうと、ここに活気を持とうというような以前からの計画があったわけです。ただ、亘理の中央線はやっぱり五日町、中町、新町があって、なかなか道路の拡幅、赤ラインを引いてセットバックしてくださいというような、建物を建てる時はそういう指導をしたんですけれども、なかなか思うようにいかないのはこのセットバックとかまちづくりの形なので、そう簡単にあちらに移ったからとうまうきれいな町並みができるとは限らない。相当の期間がかかるということがあるので、やっぱり既存の町と新しい町とがうまい連絡網をとってつなげることによって、その町の人々の往来が激しくなって活気づく、人口の定住化につながると、そういう発想は皆さんにも持っていただきたいなと思っております。

次に、2点目に移りますけれども、これも住民説明会であったんですね。ちょっと前の質問と重複するところがありますけれども、亘理の東西交通の幹線道路はどこだというと、塩釜亘理大河原線、これは県道ですね、これが、跨線橋がかかって、1本なんです。あとのほかの道路は、常磐線の平面交差で動くようになっている。東西交通が。これは必ず支障を来す。何かあった場合。脱線事故があっても何かあっても。ストレートに通るのは、この幹線道路1本だけなんです。

そこで、亘理の住民説明会では跨線橋をつくったらいいんじゃないかとそういう話がありました。確かに、私もそうだなと思いました。荒浜から高屋亘理線、多分公共ゾーンの北側を通過して、逢隈からの道路とも交差するし、吉田のほうにも行くし。だから、この高屋神宮寺線ですか。道路高も低い。ほ場整備した田んぼより、高くても北側の道路は30センチぐらいしか高さはないんでないかなと思う。北側には大きな水路があるし、東側にも水路がある。こういう道路をかさ上げして、何かあったときは本当に幹線道路とするような、大きな計画を持ってまちづくりをやっていったらいい考えだなと、私はその意見した方に共鳴して今回こういうことを申し上げるわけなんですけれども、そのほかに公共ゾーンの周りのアクセス道路について申し上げますけれども、想定外の災害というのはいつ起こるかわかりません。確かに、あの公共ゾーンは、阿武隈川が氾濫した場合の浸水区域にもなっておりますけれども、ゲリラ豪雨とかいろいろなことが起きております。

このようなことが発生した場合、役場庁舎そして公共ゾーンそのものは防災拠点、活動拠点となると思います。そうした場合、役場庁舎のG Lだけがなくて周囲の道路の高さがなければ、防災拠点には入ってこられない、搬入できないと。そのような状況になったときは、公共ゾーンがただぽつと浮いているようになって、進入できなくなってくるとそういう危険性も持っている。そうした場合、やっぱり一番は、何本かでもいいから道路高をかさ上げしておく。そして、防災拠点に進入できる、そこからまた逃げられると。そのような状況を将来にわたってつくっておかないと、今のような道路高では水没してしまう。何ぼ役場のG Lが高くて、そういうことも考えられる。だから、何本かは道路とかもかさ上げをしておく、それが必要だと。

なぜかという、今の気象情報から言うと沖縄だって雪が降るんですよ。九州だって大雪が降って断水して、停電して、そういう気象条件なので、どこでそういう大きな災害が起きるなんていうのはわかりません。去年のゲリラ豪雨で、茨城県の常総市が市街地の中から一つ、孤立してしまう。周りで電柱に上っていたり、屋根の上に上っていた人たちがヘリコプターから助けてもらったとか、ああいう状況がどこだって起こる。そういうのを想定して、やっぱりああいう幹線道路とかをつくっておかないと、皆さんが大変困るんだよとそういうことを言っております。

また、このとき宮城県だって同じだったですよ。あのときは、観測史上最大の降雨を記録した。そのとき、大雨特別警報というのが初めて出されたんですよ。宮城県で。それで死者も2人。住宅建物被害が800棟。幸い亙理町には被害がなかったけれども、これは幸運だったんですよ。だから、私はいろいろお話ししたけれども、町長からの答弁でアクセス道路は本当にかさ上げの、ある程度水没しない道路を二、三本はつくる。もし今、多分第5次計画には載っていないけれども、将来にわたって高屋神宮寺線を跨線橋で東側とつなごうとかと、そのような前向きな答弁が出てくれば、やっぱり亙理の将来の町、そして東西の連結、安全・安心、これが一番担保できるというようなことで、そんな前向きな答弁をいただきたいなと思って質問したわけです。どうぞお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 大規模災害時の津波対策として、湾岸のかさ上げ堤防の工事が完了しまして、内陸部の二線堤の整備も現在進んでいるため、今後のまず東日本大震災

クラスの地震による津波には対応できるというふうに考えております。

集中豪雨、そしてまた阿武隈川の堤防決壊等については、国土交通省で作成している洪水ハザードマップの被害想定に対応できる宅地の高さを確保し、公共ゾーン内の影響はないものというふうに現在考えております。公共ゾーンへのアクセス可能な道路につきましても、避難道路を初め公共ゾーン周辺の道路である逢隈亘理線、そして亘理浜吉田線、狐塚線、西郷高屋線、神宮寺高屋線を順次、計画的に整備してまいりたいと思います。

そして、今ご指摘のいわゆる高さの問題ですね。この点についてもおっしゃるとおりでございます。国土交通省の洪水被害想定を十分加味しまして、既存道路の整備状況を踏まえながら災害時にアクセスできる道路、これを整備してまいりたい、図っていききたいなというふうに思っております。

また、冒頭おっしゃいました東西を連結する道路の跨線橋整備につきましては、事業費の費用対効果というのが、事業費が膨大になるものですから、これについてはJ R東日本との協議によりまして将来における交通ネットワークの充実、私も岩沼を見て本当にうらやましく思っていますから、ぜひこれは将来に向けての計画として持っていきたいなというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今、答弁のように事業費は膨大、大きな事業費になるし、J R東日本との協議もいろいろハードルは高いと思います。しかし、計画でやらないと思ったら、やれないんですね。やっぱり前向きに進むためには、そして町民のためにもやらなければならないと思ったら進む、やらないと思ったら絵に描いた餅にもならないし、そのままオジャンで終わってしまう。そういうことなんですね。

以前のことをちょっとお話ししますが、皆さんも知っていると思います。農免農道、亘理から山下まで行く、そして常磐線の上を越えている跨線橋、ストロベリーブリッジというんですけれども、あれが何年前の整備だかというところと三十七、八年前の整備なんですね。あれは、県道でもないし国道でもないし、町道なんですね。町道。あの時代に常磐線の上を越えた跨線橋をつくった、そういう前の経験があるわけです。それは、その当時の町長、職員、そして地域の方々が一生懸命やる、そういう気持ちがあのでストロベリーブリッジをつくったわけです。今、大変もう活用されて、あそこはしょっちゅう往来しております。ああいうのを整備するという

ことがここにもあれば、皆さん夢ではなくて、本当に実現に向けてやっていただきたいなど。

そうした場合、将来、今から10年、20年後には亙理だって、町長が言ったとおり岩沼うらやましいなと言うんじゃないで、亙理もうらやましいと言われるような東西の連絡をつくって、そして人口定住、ほかに負けないような町になるんじゃないかなということを私は考えます。そのようなことから、跨線橋の整備というのは何にも増しての優先課題として職員の皆さん、そして町長ね、やるというのを一言お願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） まず、物事をやる場合は、順序というのがあるかと思います。ですから、事業については優先順位、それから財政的な措置というのは当然出てきます。議員おっしゃるように、計画をしないことには確かに進まないことです。計画については、これは検討したいというふうに思っております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） では、次に移ります。

次に、公園整備についてですけれども、施政方針の中にもいろいろ公園の整備が書かれておりました。しかし、私が見ていると公園整備、公園は必要なものをつくるのはいいと思うんですけれども、自分の頭の中で見るとこの亙理の中でどこに公園があるのかと思うんですね。まず、近場を見てください。亙理公園があります。旧館公園があります。中町公園があります。悠里公園があります。今度、仮設住宅を壊して、あそこを公園にします。中央公民館の前、今駐車場になっていますけれども、あれも公園です。今度、公共ゾーンの中にも多目的公園をつくります。そして、こうなってくると公園のある場所というのは、ああこの辺ばかりかなと、そういう思いを描くんですね。あと、逢隈に行けば区画整理でやった郡の公園、あと中泉のおおくま公園、あとは早川公園、亀甲松公園と、そういう公園が整備されております。荒浜はまた例外として、災害に遭ったんだからこれから拠点公園を整備するようなんですけれども、それはそれとして整備してもらってもいいです。

やっぱりそういう公園の整備計画が、バランスよく整備されていないというのが亙理町の公園整備のような気もするんですね。そして、特に言うのは吉田東部地区、都市計画区域ですよ。あそこもね。だけれども、都市公園と名のつくものは1カ所

もない。その辺のバランスに欠けている。

それで、今回の第5次計画の中には公園整備は、吉田東部とは書いてありますけれども、整備するんだろうなと思います。しかし、私はそのバランスについてもちょっと配慮した公園計画というのはないものかと思って今回質問したわけですが、その辺の整備の仕方、考え方について伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 公園整備の考え方につきましては、町の資源である山と川、里と海の豊かな自然と歴史環境の計画的な保全を図りながら、またそれらを最大限に活用し、第5次総合発展計画の中でも重点施策として位置づけて整備を推進してまいりたいと考えております。

亘理公園や悠里公園など町内に約90カ所ある大小さまざまな既存の身近な公園につきましても、住民参加による維持管理を計画的に推進してまいりたいと思います。さらに、鳥の海公園を拠点的公園と位置づけ、防災公園やパークゴルフ場を含め一体的で多機能な、そして交流客誘致を見据えた公園施設の整備拡充を図り、吉田東部地区には現在3カ所の防災公園を整備しており、浜吉田駅周辺に街区公園等を整備計画し、吉田西部、また逢隈地区については防災広場を整備配置することにより、それぞれの地域の実情や環境に沿った公園や広場の計画的整備に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今、防災公園とか防災広場とかという公園を整備するというようなこともありますけれども、やっぱり公園というのは身近なところであって、皆さんがそこに行っているいろいろ集ったり遊んだりなんなりするところが公園としての利用価値、公園としての魅力、そういうものがあるので、利用されない公園では公園としての価値はないと私は考えております。

整備されるような公園は、危険区域の中にある公園もあるし、ちょっと離れたところにある公園もあるようですけれども、都市公園とか街区公園、街区公園も都市公園ですけれども、公園というのは集落地の中であって、皆さんが集うところにつくられるのが公園だと私の感覚はそう思うんですね。利用されなければ何もならない。そういうところにやっぱり費用を投資するということは、少し考えものかなというふうな気もします。

だから、公園の整備の仕方について聞いているんですけども、金をかけるならばそれだけの効果があるもの、利用価値があるもの、そういうものに金をかけてほしい。ないところにはつくる、そういう全体的なバランスを考えた公園整備、そして皆さんに提供して喜ばれるような公園をつくって、ああここだと年寄りから子供からみんな来て楽しいんだと言われるような公園になると、つくったほうも、役場のほうも皆さんから喜ばれると。

公園なんていうのは、本来余り立派な公園整備というのは必要ないんですね。トイレがあつて、水飲み場があつて、座るところがあつて、日よけがあつて、下がちゃんときれいになっていれば、ある程度の公園として遊べる。子供たちなんか、山1つつくただけでも遊べるし、丸太5本並べたって遊んでいる。そんなに立派な遊具は必要ないし。ただ面積だけが確保してあればいいんであつて、最小限必要な設備があると子供たちは自由に遊びますし、年寄りだって座ってお話する。木が立っていれば、そこで日よけになる。そういうふうな感覚で、そんなに公園というと5億円だと。そういうふうな感覚でないような公園を皆さんのところにバランスよく配置していただきたいと。その辺、町長どう考えますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 確かに、地区のバランスということでございますけれども、平成25年の9月の議会で前齋藤町長が今後、浜吉田周辺に災害住宅等も整備されるということから、公園整備についても第5次互理町総合発展計画あるいは実施計画に至るべきと思っていると回答していると記憶しております。私としても、前町長の施策を継承してまいり、まちづくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

今回の第5次互理町総合発展計画基本計画にも吉田東部地区に街区公園等の整備推進をうたっておりますので、今後の具体的な事業計画については3カ年のローリングする実施計画で反映していきたいとそのように考えております。

それと、先ほど議員おっしゃるように、公園は利用して何ぼの世界なんですけれども、私が見ている限り意外にみんな利用していないなというのも、また実感でございます。ですから、先ほど言ったように90カ所以上あるわけでございますから、本当に互理町は結構身近なところにあると。特に、民間で造成した寄附公園なんかもありますよね。先ほど私の話の中でも言いましたけれども、そこをどう管理していくかというのは、やっぱり利用者の方々に管理していただきたいのが私の考え方

です。

ですから、どんどんやっぱり、先ほど議員おっしゃるようにそんなに立派にしなくていいわけですから、集うところが最小限になって効果と思いますけれども、利用の仕方、そしてまたアピールというか、ここにこういうのがあるよというようなそういったPRの仕方も町として今後、町民の方々に広くお知らせして、意外にわからない方がいらっしゃるということです。亘理の公園をですね。私は常々それを感じているので、そのように努めていきたいと、アピールしていきたいというふうに思っています。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 公園のことはもう一つ言いたいですけれども、確かに公園をつくれれば維持管理というのが必ず必要になってくる。このときも質問したんですけれども、樹木が伸び放題になっていたり、芝生が荒れ放題になっていたり、池の周りもごちゃごちゃになっていて人も入れないようになっていたりすると、人も遠のくし。

一番いい例が、あの稲荷山公園なんだね。道路で閉鎖してやると。もうバリケードになっているよね。入れないようになっている、お稲荷さんのところが。あれも公園のうちの一つなんだけれども、要するに維持管理が上手にできていれば人も行くかもしれないし、地域の協力をもらって公園というのはきれいにしていけば、子供たちも大人も行くというようなもので、皆さんのところでも公園の維持管理には目を配っていただいて、前の町長が言うように現場100回と。現場に行ってみないと、公園がどのような状態になっているかわからない。行かなければ、草になっただけで樹木が生えているとわからないんですよ。そういう面では、しっかりとした目で公園管理、維持管理をやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次は、今社会問題となっている児童生徒の不登校やいじめが、毎日のようにテレビや新聞等のマスメディアで報道されています。最悪の場合は、いじめを苦しめた自死という形になっています。死に至るまでの過程は、複雑で因果関係がわからず、今は裁判、大きな問題で解決が困難になっているというところです。宮城県が不登校で全国で2番目だと、多いのがですね、そのような報道もされております。

そういうと、本町のことも考えないといけないのかなということもあるし、私があそこで目にしたのは、ある学校の学校通信の自由記述欄に、いじめに関する意見

が複数あると。保護者の中から、「いじめの存在を知っていて今後大きな問題に発展することがないように、学校と保護者が協力して問題の芽を摘む活動が必要と感じます」「いじめや不登校問題について県や町での取り組みではなく、学校独自の方針について気になります」、このような内容が学校通信欄に書いてあったんです。

これを見て、いや、じゃあこの学校ばかりではないだろうと。町内、10の小中学校があるので、どこの学校でもこのような事例があるのではないかというようなことから、今回亘理町の現状について質問いたしました。町教委の指導、そして対策について伺います。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育長のほうから答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず、町内小中学校の不登校の現状についてお答えいたします。

不登校につきましては、1月末の数字ですけれども、いわゆる年間を通して、通算して30日以上欠席している児童生徒、児童は11名、生徒が35名、合わせて46名の子供たちが通算して30日以上欠席していると。

また、月7日以上欠席があった場合、これを不登校傾向というふうに言っております。月7日以上の場合ですね。そういう不登校傾向の児童生徒は、児童が1名、生徒が1名の2名であります。

登校はしているんですけれども別室、保健室あるいは学校によっては相談室みたいなところがあるんですが、そういう別室登校をしている児童生徒ですけれども、児童が4名、生徒が4名の計8名おります。

次に、いじめの現状についてお答えします。

各小中学校からは、毎月定期的な報告をいただいております。あるいは、必要に応じて学校から教育委員会に報告がなされますけれども、文部科学省の指導もあって、どんな小さな事案でも各小中学校から報告するよという指示もありまして、もちろん県教委からもあったわけでございます。そういう中で取りまとめている件数ですけれども、1月の報告件数は、中学校はゼロ件です。なかったということです。小学校においては、11件報告が来ております。

小学校のその内容でございますけれども、嫌なことをされた、やらされたとか、

あるいは仲間外れにされたとか無視された、からかわれたとか悪口を言われたとか、言うならば、子供の世界ですからよくある事案ではあるんですけども、加害を受けた子供にとっては非常に嫌な思いをしたという、そういう軽微な事案もカウントして報告していただいておりますということで、11件あったということでございます。その中で、全て解決済みあるいは深刻な状況にはなっていないというふうなことが報告されておりますし、現在、継続して指導しているという子供、解決しましたというふうなことで、今のところこの11件は解決しているという状況でございます。

ただ、毎月の報告の状況を見ますと、携帯とかスマホの普及などもあって、若干ふえつつあるのかなという感じはいたします。去年は、結構スマホにかかわる誹謗中傷とかというのも中学校であったんですが、ことしは幸いにも今のところそういう報告は、スマホに関する報告はない状態です。

次に、それぞれの対策についてお答えします。

まず、不登校の児童生徒に対する対策ですが、やはり学級担任が電話をかけ、あるいは繰り返し家庭訪問をして、あるいは県でやっている登校指導ネットワークという制度がございまして、本町では2名の方に協力していただいております。あるいは、県内4市9町で取り組んでいる、白石市にあります仙南けやき教室の通学です。こういうものを進めたりして対応しているということでございます。

こうした関係者の働きもあって、改善傾向を示す児童生徒も少なくありませんけれども、しかしながらなかなか成果が出ない児童生徒もいる状況であります。こうした中、いじめ、不登校、暴力行為、虐待など児童生徒が抱えるさまざまな問題や生徒指導上の課題に対応するため、宮城県教育委員会の支援を受けて教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識、技術を持つスクールソーシャルワーカーを来年度、平成28年度4月から導入したいというふうに考えております。そういうことで、教育相談体制の充実、強化を図っていきたいということで、今現在準備を進めているところでございます。

それから、いじめ対策についてでございますけれども、教育委員会はもとよりいじめに対して各小中学校が真摯に的確に対応するために、それぞれの学校で学校いじめ防止基本方針を定めております。さらには、携帯やスマホによるメールやラインによるからかいや仲間外れなどの事案が、昨年度は懸念されたわけです。ということから、去年の7月の夏休み前に教育委員会と校長会の連名で、携帯・スマホの

使用に関する提言、これをまとめまして、子供だけではなく保護者に対して協力依頼、啓発運動をやったと。使い方については、ある程度制限することを勧めたわけでありまして。これについてアンケートをとった結果、非常に保護者からは好評を得ているということでございます。したがいまして、来年度も継続していきたいというふうに思っております。

なお、いじめ、不登校、先ほど議員からもありましたように、ワーストツーなんですね。不登校が。そういうことで、県教委といたしましていじめ、不登校に特化したいわゆる「いじめ・不登校対策担当者」というものを各学校で先生方を決めまして、校務分掌に位置づけるということで、いわゆるいじめ、不登校があった場合、その先生が窓口になって校内での対応あるいは関係機関への連絡とか、もちろん教育委員会にも当然なるわけですけれども、そういうふうなことを来年度4月から各学校に位置づけるようにしております。

また、きのうの本会議で、亘理町いじめ問題対策連絡協議会等の条例をご承認いただきましたので、そういう条例等も踏まえながらいじめ防止に万全を期していきたいなど。やはり町内から絶対自殺者を出してはならない、こういうことを校長会、教頭会では常に私のほうから言っていますので、先生方も本気になって対応していただいていると。

先ほども言いましたように、いじめも若干あることはあるんですね。しかし、早期対応をしているものですから、重大な事案までには達していないと。継続指導しながら解決に向けて先生方は一生懸命努力して解決を図っているという、今のところはそういう状況です。ただ、いつ何どき来るかわかりません。これは、大震災と全く同じであります。常に危機意識を持って対応してくださいよと校長、教頭を通して先生方への指導をお願いしているということでございます。

なお、来年度の話になりますけれども、スマホ、携帯にたけた専門家を養成して、全職員を集めて来年の8月の夏休みに研修会、講習会をやる予定にしています。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 仙台市泉区、そして山形県の天童市、岩手県の矢巾町の生徒の自殺の件では、初めは学校はいじめを確認していないというのが、後の調査でいじめがあったというような判明になっております。確かに、いじめの判断は難しい。仲間

内で行われている行為がわからないからだと思います。スマホや携帯によるトラブルなど陰湿で見えないから、教員も親も対応が困難になっているようです。

しかし、子供には自分が困ったことが起きると、変化が起きます。学校に行きたくない、体調が悪い、反抗するなどの行動が出ます。そのときに、親や先生がその苦しい状況を取り除くために声がけや心の声を聞いてやるなど、苦しい状況を取り除くことが必要です。後回しにすると、不登校になったり病気になったり、最悪の場合は死に至るというのが、最近の事例ではないでしょうか。

なぜ私がこんなことを言うかという、自分も経験しているからなんです。私も中学生の子供が不登校、そして対人恐怖症、そして社会生活の不適應など、そういう自分で経験しているからあえてこういう話をするのであって、やっぱりこういう対応をする場合はいち早い対応を、子供の変化に気づく、その場でわからない。誰も。家でもそうなんですけれども、きょう学校に行きたくない、腹が痛い、そういう状況が出てくる。そのときはわからない。いいから無理して学校に行け、こう言ってしまうと学校でまた何かがあって、じゃあ学校に行かないと。そのような状況にいち早く気づくことが一番いいことなので、チームをつくったから、対策委員会をつくったから、そういう問題よりも、そのとき子供の負担を取り除いてやるような対応がどこでできるかと。そういうものをやっぱり学校自体、家庭自体で気づいて、その子に最善方法をとることが必要なもので、家庭のことは教育長には言いませんけれども、学校の教育現場でもその子の変化というのに一番早く気づくのはやっぱり担当教員、そういう方だと思うので、そういう指導を今後ぜひやっていただきたいなと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 不登校になるという要因はさまざまあるわけですが、必ず子供からサインが出ます。今、議員がおっしゃったとおりであります。いわゆる顔色が悪くなったり、あるいは学校に行きたくない、あるいは友達と孤立して仲間に入らないと、必ずサインがあるんですね。そのサインを見逃さないというのが、もう教員の最大の生徒指導上の見識と言ったらいいんでしょうかね。そこをきちっと把握して、1人でやるんじゃなくて、チームを組んで、学年だったら学年主任とかが4人ぐらいいますから、大きい学校はね。小さな学校は担任が1人なので、学校全体で対応している。そういうサインが出たら、その子の何が原因かというのを十

分学校全体、担任として認識を新たにしてその対応策を考えていく。

私の見解なんですけど、矢巾町でもありました。岩手県の。仙台市でもありました。天童市で今騒いでいます。天童市の中学1年生の女子が飛び込んだわけですけどね。やっぱり先生方に常に言っていることは、この5つをぜひお願いしたいと言っています。1つは、いじめに対する危機意識を持ってくださいよと。欠如があると見逃してしまうと。2つ目は、1人で解決しようとしたんではだめなので、ほかの人に相談したりすると。1人で抱え込んではいけません。3つ目は、今度は学校、教職員間の共有ですね。これをしっかりやると。それと、やっぱり全校組織体制をしっかり構築して、それでやってほしいと。それから、研修です。不登校あるいはいじめに係る研修をしっかりやってくださいよと。これは、県教委でもやっていますし、町の教育委員会でもやるわけですけどね。それから、一番大事なものは、子供たちの大事な命を預かっているんですよという認識をしっかり持てと、こういうことを常に言っていますので、今のところそれを、教育長の言っていることが少しずつ浸透しつつあるのかなという感じで、今いるところでございます。

この5つのことは、常に言っております。そういうことで、町内からはいじめによる重大事案がないように、今後教育委員会としても努力をしていきたいというふうに思っています。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 私も前に学務課にいたことがあったので、ちょっと前のことを申し上げますけれども、今から13年前、2004年に導入された制度で、公立の小中学校の運営に地域住民が直接参画し、学校運営や教員の任用に対し保護者や地域住民が意見を述べる、地域連携による学校運営制度がある。これ、あったんですね。ただ、制度的に学校側は、町教委、県教委でもいい、地域住民の入りを余り好まなかったということで、制度的に普及しなかった。

そこでしたのが、学校評議員制度が今もなお続いているというような形だと思いますけれども、やっぱり学校の存在として地域にあって学校がある、学校があって地域がある、そういう地域と密着した連携があると地域の保護者も住民も学校に行きやすくなって、それで監視も目も届くと。そういうような形になると、いじめの監視も出てくるし、学校教員の負担も軽減されると。

そのようなことから、やっぱり地域住民、保護者が常に学校に出入りできるよう

な学校体制、運営というか、そういうものを検討する考え方は、教育長はないですかね。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） かつては、学校は敷居が高いと言われた。今は、開かれた学校ということで、非常に敷居は低くなっていると思います。学校の教員も地域のいろんなイベントに出たり、逆に地域住民が各学校を訪問していただく。そういう機会はその学校もとっていると思うんですけども、ただまだまだやっぱり敷居が若干高いかなという感じがいたしますけれども、学校側としてはそんな気持ちは全然持っていないはずでございますので、ぜひいろんな情報を学校のほうに提供していただければありがたいかなというふうに思っています。

例えば、登校時の見回り隊の方々、ああこの子ちょっと顔色悪いなというとき、大変ご面倒でも学校のほうに連絡していただくと、すぐ対応できるというふうに思いますし、そういうふうに地域住民の方が子供たちを見守っていく体制というか、学校と地域の連携、これをさらに強固なものにしていきたいと私自身も思っていますので、ひとつ皆様方のご協力をお願いしたいなというふうに思っているところであります。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） そうですね。開かれた学校というのを大いに推進していただきたいと思えます。

ちょっとだけお尋ねするのは、新聞でちょっと拝見したんですけども、宮城県教委が昨年の8月に、仮称として子供の心、適応、学びの3つをサポートする機能として「子どもの心のケアハウス運営支援事業」を立ち上げて、専門機関と連携、家庭訪問、学習支援、相談事業をやると。事業年度は、2016年から20年までの5カ年間でやる。その説明会が11月10日にあって、各市町村の教育委員会教育長に説明。34市町のうち9市町がその手を挙げた。補助事業で5年間、スポットもかねてケアハウス運営支援事業ですか、それについては教育長は参加されたのか。手を挙げたか挙げないか、確認したいんですけども。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 一応、担当課の職員は行っております。もう私自身は教育長会議でる説明は受けておりますけれども、それは例えばプレハブみたいなのを2棟か3

棟つくって、そこに不登校の子供たちを連れてくるという、言うなれば仙南のけやき教室みたいななんですね。

果たして、例えば場所、そういう不登校の子供というのは友達に見られるのを大変嫌がりますので。まず来年度はソーシャルワーカーを取り入れて、その中でどういう効果が出るかと、そういうものを踏まえて今後検討していくと最終的にはそういう結果になっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今、亶理町から柴田のけやき教室に通園している子供はいるんですか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 昨年度は1名おりましたけれども、今年度は入っておりません。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 16年度から始まるこのケアハウス運営事業ですけれども、実際柴田にあるから柴田のけやき教室には行かない。もし亶理にあつたら行くという子供も出てくるかもしれないですね。途中からこの事業に参画できるかできないかわかりませんけれども、やっぱりこういうのも情報として、亶理町にこういう柴田けやき教室のようなものができたら、五十何人近くも不登校の子供がいるんだから、そういう方々の保護者に情報提供をすれば、どのような形になって返ってくるかもわからない。そういう面で、やっぱり課内だけの協議じゃない。いや、柴田には行かないから亶理にも来ないというような話でなくて、対象者がいる以上はそういう情報として流して、その反応を見て、それから結果を出すのもよかったのかなと思いますけれども、その辺。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） これは、もう来年度からの事業でございますので、実施市町でその様子を十分把握しながら、今後検討していきたい。まだその状況が全然つかめていない状況なんですね。そういうふうなことで、実施する県内の市町がありますので、その辺の状況を十分把握した上で今後検討していきたいというふうに思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 不登校、いじめ問題、社会では大きな問題です。大変難しい問題で

すけれども、町教委、そして学校、地域、親、それぞれいろいろな知恵を出し合っ
て、本当に大きなことにならないような教育環境で子供たちを育てていただきたい
と思います。質問を終わります。

議 長（佐藤 實君） これをもって鈴木高行議員の質問を終結いたします。

この際暫時休憩をいたします。

再開は午後 3 時40分にします。休憩。

午後 3 時 3 2 分 休憩

午後 3 時 4 0 分 再開

議 長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3 番。小野一雄議員、登壇。

〔3 番 小 野 一 雄 君 登壇〕

3 番（小野一雄君） 3 番の小野一雄であります。

私は、災害公営住宅の諸問題、それから交通事故防止について、それから亶理駅
の改良についての3問について質問いたします。

まず1 番目の質問であります、災害公営住宅の諸問題ということであります。

けさほどの河北新聞をごらんになった方があろうかと思いますが、我が亶理町に
ついてはちょっといいニュースだなというふうに見てまいりました。要は、震災復
興における復興の度合いということで、宮城県内15市町村あるわけですが、その中
で亶理町が80%といいですか、80点といいですか、これはそれぞれの首長の捉えた
感じを河北新聞が載せたということでありまして、亶理町は私の見る範囲では県内
トップの80点と。

私はちょっと疑問を持ったんですが、岩沼あたりのほうが進んでいるのかなとい
うふうに思ったわけですが、岩沼の市長は70点だということでありました。
ちなみに、仙台も70点とこういうそれぞれの首長の評価があったわけですが、
そのような中でも今から質問いたします、1 点目ですね。災害公営住宅の戸建て住
宅の問題。

これは、特に江下団地の住宅エリアであります、この中でせつかく公営住宅に
住んだのに、日当たりが悪くて部屋が暗いよと。そして、いろいろ修繕、改修、こ
ういったものがないかという質問であります。まず、答弁をお願いしたいと思
います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 戸建て災害公営住宅につきましては、防災集団移転促進事業対象者用としまして亙理江下地区に17戸、それから荒浜中野地区に8戸、吉田大谷地及び南河原地区に各1戸ずつ計27戸、防災集団移転促進事業対象者以外の被災者用としまして亙理上浜街道地区に40戸、荒浜中野地区に20戸、吉田大谷地地区に10戸の計70戸、合計して97戸を整備しております。

ご質問の江下団地における戸建て災害公営住宅の日当たりについてでございますけれども、災害公営住宅を建築するに当たりましては、入居予定者の希望された間取りの建物を北側敷地境界に寄せて配置することにより、日当たりにつきましても考慮して建築しております。しかしながら、南側に接する防災集団移転促進事業により造成された宅地におきまして、2階建ての建物を北側敷地境界に寄せて建築がされたため、ご質問の災害公営住宅の日当たりが悪くなったものと思われま

す。日当たりが悪くなった要因につきましては、災害公営住宅の建物そのものではなく他の要因でございますので、改修等については考えていないということでございます。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 非常に残念な答弁だなというふうに思うわけですが、実は今町長から説明あったように、本来であればこの土地は戸建て住宅を建設する土地ではなかったと。これが、土地の条件になっておりました。その中に戸建て住宅を建てたということでありまして、入居している方は、いや手を挙げたときはこんなはずでなかったんだと、こういうことでもあります。建物がお互いにずっとびっしり建築されたわけですから、今さら建てたものを撤去しろとかどうのこうの問題ではなくて、やはりこれはハード面の問題としてそれを管理する町として、公営住宅でありますから、いずれこの方がいつまで居住するかわかりません。次の世代にバトンタッチしても、このような問題が生じてくるであろうと私は思うわけであり

ます。こういった問題、今日まで一番県内でスピードアップしている復興事業、亙理町としてこのような問題の苦情がそのほかにどのぐらい出ておるのか、ちょっと伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） まず、この江下団地の件について、町のほうの立場からの経緯について担当課のほうより説明したいと思います。

議 長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） 江下団地の経緯でございますけれども、先ほど議員おっしゃったとおり防災集団移転先団地として当初、希望された方がいらっしやっただんですけれども、そちらのほう空き区画というふうにちょっと意向の変化でなりまして、その際に防災集団移転される方で災害公営住宅をご希望される方の数がふえたということがそのときございまして、町としましても限られた敷地の中で住宅整備のほうを進めるということで、そちらのあいた区画のほうを分割して災害公営住宅、戸建てのほうを建設する用地ということとさせていただいた上で、あと入居される方のご本人のご希望の間取りを伺いまして、その間取りを実現しまして、なおかつ先ほど町長も答弁しましたとおり、敷地の北側ぎりぎりに建物のほうを配置するというそういった配慮をさせていただいたという経緯でございます。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） その辺は、私も現地調査しながら理解しております。いろいろ調べてみますと、一般住宅、公営住宅においてはいろいろ日照権の問題、こういったものがあるかと思えます。現地調査をしていただいたところ、非常に部屋の中が暗い、こういう状況であります。

今、課長の答弁で居住者のリクエストによってこういう間取りにしたんだということではありますが、どうも見た感じでは、私の感覚ですよ、台所なんかは暗くて、日中でも電気をつけないと炊事といいますか、こういったものができない。したがって、せめて窓を大きくして、日当たりをよくすべきではないかというふうに考えるわけですが、その辺、一般住宅の日照権をどのくらい考えて建築しておるのか、その辺を絡めて答弁をお願いしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（櫻井 禎君） 先ほどお話も差し上げたんですけれども、ご希望の間取り実現と北側へぎりぎり建物を寄せるという配慮のほうをさせていただいたという、建物の建築に当たりましてはですね。そういった配慮のほうをさせていただいたということと、先ほど日照権というお話がございましたけれども、建築基準法による日陰による中高層の建築物の制限ということかと思えますけれども、こちらの

隣接して建てられました建物、こちらのほうに関しても建築基準法に基づきます建築確認申請、それからその確認申請に基づいて建った後ということなんですけれども、検査済証というものも出ている建物というふうに思われますので、この件に関しましては町長答弁のとおり建物の改修等は考えておりません。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 建築確認をする段階においては、何ら問題ないんですね。南側といいますかね、前の家がまだ建築されていなかった。それが後から建ったわけですから、条件が変わってきている。したがって、せめて町の財産でありますから、窓の改修、本当に窓が小さくて暗い。せめてこの辺ぐらいは改修できるんじゃないかと。せめて、居住者の意向を踏まえて、それから今後の居住者を考えて改修といいますか、修繕する必要があるんじゃないかというふうに思います。

2番と関連がありますので、2番に移りますが、環境条件の悪い住宅は、家賃を減額するなど条例の改正をすべきではないかということであります。

今申し上げましたように、条件の悪いところがありますよ。したがって、家賃を減額するなり窓枠を改修するなり、こういったものをやるべきではないのかということですが、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

公営住宅の家賃制度につきましては、公営住宅法第16条第1項に基づき、入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数、その他の事項に応じ、かつ近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより事業主体が定めることとなっております。

ご質問の環境条件について言いますと、家賃を設定する際の利便性係数によって加味されますので、条例改正については、これは難しいということでお答えしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今、答弁あったように、条例改正までは難しい。そのとおりかと思えます。しかし、家賃の減免措置は、これはできるわけですね。条例を見ますと、特別な事情があるときは家賃の減免を町長が定めることができるというように、これは町営住宅条例の第15条であります。この中に書いてあります。災害公営住宅

でありますから、これに準じてよろしいのかなというふうに理解をしております。

したがって、いろいろケースがあろうかと思いますが、実際こういう事象が出た場合に、今町として条例改正はできませんが減額する方向の手だてではできるものかどうか、ぜひやってほしいなど、実施してほしいと思うわけではありますが、答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるに、条例に基づいて家賃設定しているということで、この点については数字がかかわることでございますから、都市建設課長のほうから答弁させます。

議 長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、まず家賃の設定について基本的な考え方を申し上げたいと思います。

家賃については、家賃の算定の基礎額、これは8段階ぐらいに分かれておりますが、それに市町村の立地係数とか規模係数、それから耐用年数と経過年数、それから利便性係数ということで、その利便性係数という中にその区域の環境条件等が入っております。特別なケース、町長が定めたというあれがありますけれども、現時点においてこういったことを加味されて家賃は設定されるという状況でございます。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 確かに、利便性係数によって一つのいろんな範囲内で条件によって決定されるということではありますが、それは私も理解できます。要は、この該当する戸建て住宅が、これらを踏まえて、この利便性係数でもって現在の家賃よりも減額できるのかどうか、ひとつ実施していただきたいということではありますが、その辺の答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 法的にも、建築基準法にものつとった建物となっておりますので、その利便性係数について個別的にその分について配慮するということには該当にはならないと思っております。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） そういう答弁ですと、なかなか先に進まないなど私は思うんですね。建設時は何ら問題なかった。しかし、建築後の条件によっていろんな弊害が出

てきておるわけでありますから、その辺を今後検討していくべきではなかろうかと思ひますが、どうですか。検討もできませんか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 当該の方がどなたなのか、それがはっきりした中で、一応担当課のほうで見させてもらうという方法もあろうかと思ひます。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 十分精査をして、そのように取り組んでいただきたい。

3 番に移りたいと思ひます。

戸建て入居者が別の災害公営住宅へ転居したいという場合は、どのような手続になるのかということでありますが、まずこの辺、答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 町営住宅の入居資格につきましては、公営住宅法、町営住宅条例に規定されております。「現に住宅に困窮していることが明らかな者であること」と規定されております。現に、公営住宅に入居している方は、一般的に言って住宅困窮者の規定には該当しないと見られることから、他の公営住宅の入居資格に欠けると考えられますので、基本的には転居というのは認められておりません。

しかしながら、入居者または同居者が加齢、病気等によって階段を上がれないなど、日常的に支障を来すような場合については、低層階に転居した例もございます。そのような転居の際は、本人からの申し出だけで認めることができませんので、客観的な材料、例えば医師の診断書、関係機関の意見書などをもとに判断し、入居者の居住の安定を図るなどの対応を今まで行ってきたところであります。

なお、転居することになれば、現にお住まいの住宅のクロスの張りかえや畳の表がえなどの修繕費用、転居先への引っ越し費用などは全て自己負担ということになっております。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） いろいろ条例の中に記載されてありますよね。問題は、こういった問題がこれからいろいろかなりの397戸ですか、整備してあるわけでありますから、いろんな希望者がこれから出てこようかと思ひます。ここじゃなくて別なところに移りたいねと。しかし、今、町として空き部屋対策として第8次募集しておるわけでありますから、この間ぐらひはなかなか移動できないのかなと。締め切りまで、

9月30日までですか。3月1日から8次募集をするということですが、この間はできないけれども、例えば9月末過ぎて10月1日なっても空き部屋が出たら、そこに転居したいなというような事象が出てきたら、どういう対応ができますか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 現在、8次募集と随時募集を行っているわけですが、けれども、まず今の時点で言えることは85の空き部屋を埋めるために努力していきたいと思っております。

ただ、この前、全員協議会、それから産業建設常任委員会等でもお話ししましたが、けれども、現時点においては被災者を対象とした災害公営住宅で、10月以降に県の推移といたしますか、考え方も出てくると思いますがけれども、現時点で言えることはやはりそういったことを踏まえますと、転居は難しいのかなと考えております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 転居は難しいということですが、その前にいろいろ条件があるわけですから理解できますが、例えば災害公営住宅に今、入居している方々は、引っ越し費用というのは全部国なり町で負担してくれるわけですね。例えば、これから新たな転居先が見つかって、いいよという許可がおりた場合に、引っ越ししますよという場合の今度の引っ越し費用というのは、どのようになるんですか。また町から負担できるんですか。

議長（佐藤 實君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） お答えします。

引っ越し費用の補助金は、災害公営住宅1回目に入居した時点でもう再建したとみなされますので、そちらの1回、限度額80万2,000円ということで支払いはされますけれども、その後は、2度目の請求というのはできないということになっております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） なかなか、当然かなと言えれば当然かもしれません。しかし、公営住宅から公営住宅への転居でありますから、どういう制度になるかわからないということではちょっとお尋ねしたわけでありまして。

この転居の問題であります、災害公営住宅ですから、生活困窮者ではないんですよ。今いろいろ答弁あったように。やはりいろんな条件でもって、例えば民間

のアパートなりそういったところに引っ越ししたほうが安いといえますか、家賃だけを考えれば安い場合もあるんですよね。いろいろ調べてみますと、かなりの家賃の方なんです。私、ちょっと相談を受けたときに、いや何だ、これだったらあれだねと。こんなに暗いところに住んでいるんですしたら、もっといい条件のところがあんじゃないですかというような話をした経緯があります。いろいろ入居に当たって、町のいろんなご苦労もあったというやに聞いておりますから、それはそれで何とか頑張っておるんだろなというふうに思いますが、本当にこの災害公営住宅の家賃の問題を含めて、転居の問題を含めて、空き部屋があったらやっぱりぜひとも検討すべきではないかなというふうに思うんですよ。

例えば、戸建ては今、全部埋まっていると。現在の状況ではね。集合住宅に空き部屋があったら、戸建てから集合住宅に転居したいと、引っ越したいという申し出があれば、そこを認めてもいいんじゃないですかね。どうですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） さっき答弁した内容とまた重複してしまいますけれども、今、災害公営住宅の位置づけは、被災者の方に入居していただくということでなっております。やはり10月以降の県の状況等を報告、相談させていただきまして、それ以降に結論を出せればと思っています。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） ぜひその方向で検討をしていただきたいということを申し上げて、2番に移りたいと思います。

議長（佐藤 實君） 交通事故防止についてであります。

同じく江下地区になりますが、防災集団移転団地の江下団地周辺で交通事故が多発しております。これについて伺うわけではありますが、この問題については一昨日の町長の施政方針でも安全と安心を確保するまちづくりということで、この中にも交通事故防止対策の施策が講じられてありますが、まず現状を見ますと平成26年の3月27日からことしの2月4日まで、約2年間近くになりますか、この江下団地下茨田周辺で28件の物損事故があります。それから、8件の人身事故が発生している。これは、互理警察署に行っているいろいろ調査してきました。本当に多発しております。

したがって、この中でも一番事故率の高いのは、県道塩釜互理線からあのパチンコ屋のスタジオからずっと南に、南北に伸びている江下線というんですが、町

道江下線、ここに交わる交差点での事故が、ここだけで15件も発生しているんです。いいですか、2年間で。

したがって、こういったことを踏まえて質問するわけでありませけれども、まずこの1番目として集団移転後、住民の生活を守るために町はどのような取り組みをしてきたんですかという質問であります。答弁、お願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 移転先である亘理江下団地につきましては、一般住宅110戸と災害公営住宅戸建て17戸の計127戸の団地となっております。その中で、団地内の一般住宅建築状況であります、今年2月1日現在で98戸の建築がなされ、公営住宅と合わせますと115世帯の方の新しい生活が始まっていると思います。

議員ご質問の住民の生活を守るための取り組みといたしましては、平成26年度に団地内主要交差点に、十字マーク等の路面表示及びカーブミラーを設置し、運転者への注意喚起を行っているとともに、夜間の防犯対策といたしまして防犯灯を行政区と協議の上、設置しているところであります。また、一時停止等の交通規制標識関係につきましては、宮城県公安委員会が設置者となることから、亘理江下団地を含めた全団地につきまして以前から協議を続けており、昨年11月にも亘理警察署を通じ県公安委員会と協議をし、またできるだけ早い時期に設置となるよう関係機関に要望を続けているところであります。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 今、町長答弁したように、カーブミラーなり、それから白線のマークですね、こういったものが見受けられるようになりました。しかし、これがあってもまだまだその後も交通事故が発生しているということでもあります。特に、この江下団地の事故の高い公園、江下公園の四つ角、あそこが一番多いんですね。この周辺は、ご案内のとおり手押し車を引いた高齢者の方々とか、あるいは公園が近くにあるものですから子供連れのお母さんたちが集まってくるというようなことで、大変交通事故に対して危惧をしておるところであります。

私は、団地を造成する段階でこういったハード対策をもう少し本腰を入れてやるべきではなかったのかなと、大変後悔をしております。私も今ここに住まわせてもらって10カ月近くになりますが、こんなに交通事故なりいろんな事故が多い団地では大変だなというふうに危惧をしておるわけではありますが、造成段階におけるハー

ド面施策、今申し上げましたように、やるべきでなかったのかという事柄についてのどのように考えるかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 当然、やるべきだったと思いますけれども、当時の状況を考えますと、正直言ってそこまでなかなか回らなかったというのも、また実感でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 2番に移りたいと思います。

交通の安全を守るための道路標識の不足が見受けられるということで、設置する考えはあるのかということですが、この関係、今、1番と関連するわけですが、江下公園もようやく、今月2月20日ごろでしたかな、私が一般質問を出した後に一時停止の「止まれ」のマークが、今まだカバーかぶってありますが、設置になりました。しかしながら、ここだけなんです。あとは、もう1カ所あるわけですが、エスタディオ、パチンコ屋の近くのところに一時停止の看板が設備されましたけれども、まだまだ足りないということでありまして、私も行政区長からもいろいろ意見といたしますか、お尋ねしました。

行政区からの要望といたしますか、町に対してこういう場所にこういった標識をつけていただきたいというような要望があったかと思いますが、これらについてのその後の経過についてどうなっているかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほどもご回答したと思いますけれども、道路の規制標識関係につきましては、宮城県公安委員会が設置者となります。したがって、設置場所の判断につきましては、現地状況を踏まえまして亶理警察署が判断することになりますが、道路を管理する町といたしましては行政区の意向も組み入れながら、亶理江下団地周辺について速度規制標識及び一時停止標識看板、合わせて25基分の設置を要望しております。要望の結果、事故が多いとされる公園南側の十字路交差点1カ所2基分については、一時停止看板が本年3月中には設置される予定となっております。

その他の規制標識看板設置についてはもちろんのこと、何といたっても交通安全を守るためには運転手の方のマナーと法律順守が基本となることから、町といたしましてもいろんな機会を捉えまして、警察、交通安全協会等関係機関と連携を図りな

がら法令の遵守、マナーアップの啓蒙、啓発にも同時に取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 3番の問題に移りたいと思います。関連がありますので、3番に移りたいと思います。

団地内の各道路に優先道路を設置してはどうかということでもあります。この関係については、それぞれの道路にT型マークとか、十字マークの白線が表示してあります。しかし、いろいろ通行してみますと、これだけでは不十分なんです。私が一つ提言したいのは、警戒標識といいますか、黄色い看板に十字とかT型とかありますよね。あれ、警戒標識というらしいんですが、ああいうもののほうが見やすくして事故防止につながるとこのように私は思っております。ただ単に、路面に白ペイントでマークされてあっても、夜は見えない。全く見えないと言っても過言ではありません。したがって、そういう反射板のついたこういう警戒標識をぜひとも各交差点に、特に十字路ですね。十字路に設置していただきたい、このように申し上げておきたいと思っておりますがいかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほどの回答と関連すると思うんですけども、まず優先道路とは信号機等で交通整理が行われていない交差点において、道路に一時停止規制を設置するなど優先順位をつけることにより、交差点の通行を円滑かつ安全にするため設定するもので、江下団地内の交差点においても現在、公安委員会に設置を要望しているところであります。

その一時停止等の規制が実施されれば、団地内の道路はおのずと優先される道路とそうでない道路との区分けがされるものと考えております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 私、さっき申し上げました公園前の交差点、町道江下線と、これは南北の道路であります。今度は東西の道路、下茨田2号線になりますが、その角が一番事故率が高い。標識のついたところは、要は下茨田2号線側についたんですね。土地改良区のほうから下茨田の災害公営住宅に向かう路線になりますが、両方についた。しかし、これを見てもみますと、こちらのほうが道路幅が広いんですよ。下茨田2号線のほうが。クロスする江下線は、道路幅が狭い。あれ、優先道路って

普通、道路幅の広いところが、信号機のないところでは道路幅の広い通りが優先道路になるんじゃないかなと私は疑問を持ちました。ちょっと細かい話ですが。悔しいから、スケールを持って行ってはかってみました。案の定、狭いですね。言ったとおりでありました。わずか10センチであります、下茨田2号線のほうが、標識のついたほうが残念ながら広い通りで、これが私は優先道路になるんじゃないかと思っていたんですが、標識は反対についちゃった。

せっかくつけたんでありますから、そこで私は新たな提案をしたいと思います。両方につけてもらいたいなど。江下線にもね。両方、とまれですよ。全部、東西南北、両方とも。このほうがいいのかなど。せっかくつけたものを外してほしいとは申し上げません。やはり両方つけてもらったほうが、これからの交通に対して安全を確保できるんじゃないかという考えを持っておりませんが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） まず、1点目でございますけれども、議員おっしゃるとおり太い道路、細い道路とあった場合は、太い道路のほうが優先される道路です。優先道路というのは、細かいことを言うようではございますけれども、優先道路と使われるとまた違うことになってくるものですから、ちょっとだけ、そこだけお願いしたいんですけれども、わざわざつけるということは、結局太い、細いだけではなくて、こちらのほうをとまってもらったほうが良いというふうな判断でもって、わざわざ一時停止をつけるというのが、まず一つでございます。

単純に、太いから細いからということであれば、そういった一時停止をしなくても逆に言うといいというふうなことになってしまいますので、ただ一方をとまれにしたほうが交通安全が図られると。その際、どちらのほうをとまれにしたほうが良いかというのは警察のほうで判断をして、するというのが1点目。

あと、もう1点目の両方、4つともですか、に一時停止というふうなことなんですけれども、基本的に警察署のほうの考えではそういったことはしないと。今までなっているところも、逆に言うとそういったことを減らしていくというふうなことで、ちょっと言葉は忘れたんですけれども、全方向一時停止の場合ですと、同時に入ってきますと見た方が両方とまっているように思うんだそうです。それで進んでしまっ、かえって事故を多発するのがその4方向とまれになっている道路なんだそうです。ということで、片一方を一時停止というふうなことにすることによって、

意識づけで安全が確保されるというふうな警察の考え方というふうなことでございました。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 優先道路等について、私の認識不足だと思っております。

それでは、次に移りたいと思います。3番に移ります。

亙理駅の改良についてということであります。既にご案内のとおり、JR常磐線の浜吉田以南がことしの12月ごろに再開されるとマスコミ報道されておりますから、ここで明言してもいいのかなというふうに思います。そこで、これに合わせて当町としてやはり町の玄関口である亙理駅について、少しきれいにしたほうがいいんじゃないのかなということで質問いたします。また、再開に合わせて、今後いずれ役場庁舎が新築される。これらを踏まえて将来亙理駅を利用する方々が増加するのではないかという期待感を持って、私は質問したいと思います。

1番目ではありますが、この関係については去年も同僚議員あるいは関係する議員から質問がありました。上下線のプラットホームにエレベーターの設置について、JRとの協議はその後どのように進展したのかということであります。

要は、今まで設置請願についてこの場でいろいろ主張してまいりました。その答弁については、関係する機関と協議をする云々でありました。したがって、それらを踏まえて、その後どのように進展したのかお伺いしたいと思います。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご提示いただきました2番目の整備基金、これも関連がありますので、一括してお答えしたいと思います。

平成26年9月の定例会で亙理駅のエレベーター設置につきまして、2件の質問がありました。JRとして駅舎改築の計画がなく、エレベーターの設置は費用面、技術面で難しいが、協議を続けていくと回答しております。

JRに対しまして、毎年駅舎の改築を含め亙理駅の利便性向上について要望を続けてまいりました。昨年4月に、JR東日本仙台支社より亙理駅の駅舎改築について具体的に検討したい旨、連絡が入りました。その後も協議を重ねてまいりましたが、10月にJR東日本仙台支社において駅舎改築にかかわる調査を委託発注し、現地調査を含む調査をしていると伺っております。

J Rからの情報によりますと、まず第1点としまして既存跨線橋が老朽化していて、強度不足でエレベーターの付設が困難であり、撤去新設が条件になること。2番目として、それ以外の方法としてエレベーター専用の跨線橋を新設することが考えられること。その他の問題として、エレベーターを設置するには東側の上りホームの幅が狭く、拡幅等が生じる可能性があると同っております。

J Rは、このような状況の中、エレベーター以外の要望も含め、費用対効果という面から原点に戻り駅舎の改築について可能性を検討していて、今年度内に調査結果が示される予定であります。その結果を待って、亘理駅に関する町側の対応を考えたいと思います。亘理駅はJ Rの施設であります。庁舎と並ぶ、議員おっしゃるように町のシンボルであります。過去に、駅周辺整備事業として東西の駅前広場や自由通路、駐車場、トイレ等を町で整備してきた経緯があります。エレベーター単体に限らず、ご提案にあるように基金創設等費用負担のあり方も含め、議論と検討を重ねてJ Rと交渉を続けてまいりたいとそのように思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今、1番と2番の関連ということで答弁いただきました。2番目は、亘理駅エレベーターの整備基金を創設し、早急に整備計画を図るべきではないかというふうな項目をこうしておきました。これはなぜかといいますと、今までの経緯あるいは周辺の情報を集約しますと、なかなか新駅、橋上駅は難しいねと、何十億円もかかるのは難しいであろうと。しかし、エレベーターだったら簡易なものは、簡単にといいですか、いろいろエレベーターにも簡易なエレベーターもあります。専門屋から聞いた話であります。これだと今のそれぞれの、上りホーム、下りホームの後ろ側につけることができると。

例えば、いい例が岩沼駅であります。岩沼駅のようにつけば、今町長の答弁にはちょっと逆行する話になりますが、可能であるというような話も私なりに聞いております。J Rに対してできない、あるいは町としてなかなか資金繰りが大変だということになれば、2年間ぐらいで町の基金を積み立てて、役場庁舎オープンに合わせて、ぜひともエレベーターをつけてみたいもんだなというふうに考えるわけがあります。私はですよ。したがって、こういう問題提起をしたということでありませう。

しかし、本当に悔しいです。せっかく常磐線が浜吉田以南、全ての駅にエレベーター

ターが全部つくんですよ。福島県の新地の駅も全部つくんですよ。ですから、ある J R 関連の業者からも私はいろいろアドバイスを受けたんですが、今やらないと後にはできないよと言われたんです。といいますのは、復興事業でありますから、この機を逃してはだめだと。何とか復興局なり、関係する J R に要望すべきだというようなアドバイスも受けました。そして、私が今申し上げておるところであります、今町長の答弁でありますと、新駅舎に絡めて設置をすると、計画しておるということでありますが、それではあと50年後ですか。こんなことは失礼ですが。どのぐらいを町長は考えていますか。私は、役場庁舎オープンに合わせてやってもらいたいなというふうに思っているんですが、いかがですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおりなんですけれども、今現在、先ほど言いましたように、J R といろいろな面で交渉中でございます。その交渉については、まだ経過ではございますけれども、担当の企画課長のほうから説明させます。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、当初の町長答弁からも話がありました、最初、経過をお話ししますと、27年の4月、当時の西村国土交通副大臣充てに東口の要望書を提出しました。それで、その後すぐに J R のほうから今現在、悠里館のほうにかかっております自由通路の資料要求というのがありまして、それをもとにして J R としましては、去年の10月に調査の委託ということで、いわゆる駅舎の改築ですね、この自由通路を活用したいいわゆる橋上駅の調査ということを始めしています。

まだ正式には回答をいただいておりますが、そういった形で J R 側としてもやはり技術的には、今現在の跨線橋を利用したエレベーターについては、なかなかやはり技術的には難しいという回答をいただいております。それについては、今現在の跨線橋、老朽化しておりまして強度不足と、それからエレベーターを後づけで接続することについてはなかなか難しいでしょうという回答をいただいております。

それから、あと経費については、エレベーター単体でありますとおおむねですけども2,000万円から4,000万円で、それプラス今言った跨線橋の改修等も含めると、少なくとも数億円レベルかかるのかなと思います。そうしたことから勘案しますと、交通バリアフリー法によりますいわゆる公共交通移動等の円滑化事業、補助事業をまず活用しなければ大変厳しいだろうと。特に、今は財政難でございます

ので、そういったことも踏まえますと、基金創設も非常に重要なことだと思うんですけども、やはり J R、それから国、町と 3 分の 1 ルールの交通移動円滑化補助金ですね。それを活用してということで、J R のほうでもできるだけ負担を少なくするよというということで、今現在の跨線橋、連絡橋ですね、それを利用して橋上駅ということで今検討しているようでございますので、その辺についても今後、J R とも協議しながら進めていきたいということで考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） J R 側で検討しているということですが、その検討結果について今年度中あたりに何か進捗状況について意見を、結果を求めたいもんだなというふうに思います。

では、次に移りたいと思います。

(3) ですね。浜吉田以南の再開に向けて、今後は J R 側が今、亙理駅の下りホームが広いというか、今度、要するに中線を生かすようになるんですね。使用するようになる。今のホームが半分撤去されるんですね。すると、下りホームが狭くなる。こういったいろんな改修工事が出てくる。これに合わせて、やはり町として反対側の上りホームにいろいろ看板が、民間の看板を含めて 6 つぐらいついてありますが、6 つついているうちの 2 つが悠里館とはらこめしの里の看板なんですね。観光協会。この観光協会の看板が、本当に非常に大変くたびれて色あせて、何か申しわけないような看板になっている。ぜひここを改修して、リニューアルに合わせてきれいなホームでお客さんを迎えてはかがかというような質問であります。どうですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご質問の看板につきましては、亙理駅のホームの連絡通路上り側の支柱に設置されているものであり、確かに古くなって色あせております。この看板に関しましては、以前もご質問いただいており、その際にもお答えしておりますが、新しいものに交換するか別な場所に設置するか等を検討しております。駅に設置してある観光看板の本来の目的は、町外からお越しいただいたお客様に一目で亙理町を知ってもらう有効な手段と考えておりますので、設置場所、掲載内容、大きさなどについて検証し、よりよい P R 効果が得られるよう観光看板の設置を早急に検討してまいりたいとこのように思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） ぜひその方向で取り組みをお願いしたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

次に、13番。百井いと子議員、登壇。

[13番 百 井 いと子 君 登壇]

13番（百井いと子君） 13番、百井いと子です。

私からは、地方創生における亘理町の活性化についてお伺いいたします。なるべく簡潔明瞭な形で質問を心がけてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

平成26年9月、第2次安倍内閣により掲げられた、地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策が、地方創生活活性化政策です。地方に人がとどまり、希望どおりに子供を持てる社会へ変わるための戦略として国は地方創生に重点を置いています。また、地方活性化の最大の手段として観光地づくりに力を入れており、地方の観光対策事業にさまざまな支援策を講じているところでございます。

当亘理町においても東日本大震災後、人口流出が続いており、このまま何も手を打たなければ1人当たりの年間消費額121万円として、莫大な金額が減失し続けることとなります。そこで、交流人口を拡大させるため、亘理町においても魅力あふれる観光地づくりを早急に進める必要があります。観光を核とした地域の再生、活性化に向け、新たな観光メニューの開発が必要と考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 平成19年に制定されました観光立国推進基本法におきましては、「それぞれの地域が持つ特色を生かした魅力ある観光地づくりの取り組みを推進する」とあります。まさに、これから大きく成長する産業として観光産業があろうかと思えます。これまで、観光といいますと、どちらかというと物見遊山的なイメージでありましたが、これからの観光は体験型がメインになりつつあると考えております。

本町といたしましても、新しい観光、ニューツーリズムのメニューとして、恵まれた自然環境を生かしたエコツーリズム、農漁村における体験型観光のグリーンツ

ーリズム、温泉や運動公園等を活用したヘルスツーリズム、本町の歴史や文化を取り入れた文化ツーリズム、町内の企業と連携した工場見学などを取り入れた産業ツーリズムなどさまざまなメニューの開発を現在検討しております。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 亙理には多様な食資源を活用したはらこ飯やほっき飯、東北一を誇るイチゴの生産や蜜入りリンゴなどのおいしい果物、古代より先人たちが築き上げ、受け継いできた文化、歴史、産業、また年間を通したさまざまなイベント等いろいろな観光メニューが考えられますが、町として現在最も力を入れている、または力を入れたい観光メニューは何かお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほどのニューツーリズムのメニューで申し上げますと、まずはヘルスツーリズムとして、本町の観光拠点施設でありますわたり温泉島の海における入浴サービスが挙げられます。一昨年の一部再開から、日帰り入浴だけではありませんが、多くのご利用をいただき、現在20万人を突破している状況にあります。雄大な景色を眺めながらの入浴は、心と体を温め、さらにその効能は疲労回復だけでなく、神経痛や五十肩、運動麻痺、慢性消化器疾病にも効くと評判で、健康増進に大いに役立っていると思われまます。

また、わたり温泉島の海の周辺は、商業施設や水産施設の整備だけでなく運動施設等も計画されており、それらをうまく取り込んだ観光ゾーンとして期待しているところであります。

また、本町は歴史や文化にも恵まれておりますので、それらの活用法も現在検討しているところであります。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 次に、3番目の質問に移ります。

観光交流人口の拡大によって地域活性化が望まれます。地域が観光客と長く結びつくための取り組みとして、町はどのような観光戦略を考えているのかお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 本町は、県都仙台市から車で約1時間、JR常磐線で30分、国内外の窓口であります仙台空港も車で30分、さらに首都圏を結ぶ常磐自動車道が全面開

通し、間もなく鳥の海のスマートインターチェンジも開通する予定であります。町外からの誘客の条件は、非常によいものと思います。

現在、国の地方創生の交付金を活用したあぶくまりバーサイドにぎわい創出事業を展開しておりますが、本町におけるこの事業の最大の目的は、まず亙理町を知ってもらう。まず、一番の戦略は、まず亙理町の発信ということになろうかと思いません。まずは、常磐道沿線の北関東区域及び福島県、山形県、何よりもやっぱり仙台を一番のターゲットにしております。

事業の内容を申し上げますと、映画館におけるオリジナルCMの上映、高速道で配布されている情報誌を活用したPR、鳥の海スマートインターチェンジ付近におけるPR看板の設置、南相馬鹿島サービスエリアにおける集客イベントなどがございます。さらに、新年度におきましても名取市、岩沼市、山元町と連携し、県南浜街道の魅力を情報発信するとともに、誘客プロモーションの実施、地域ブランディングを通じた人材の育成等を目的とした事業を戦術として計画しております。なお、この事業につきましても地方創生の交付金を現在申請しているところであります。

仙台空港もことしの7月に完全民営化として動き出す予定であり、周辺の自治体にとって誘客だけでなく、空港と連携した観光産業の構築に大きな期待が寄せられております。今後も柔軟な発想と行動力を心がけながら、観光事業を行ってまいりたいと思います。

まず、先ほど申し上げましたように最大の戦略は、まず亙理町の発信ということでございます。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） ただいまいろいろな戦略を伺いましたけれども、まずはリピーターをふやすことだと私は考えております。亙理唯一の温泉施設わたり温泉鳥の海を活用した観光型の交流人口拡大策を構想することにより、経済効果が見込まれます。そのような状況をつくり出す努力をしていくことが、交流人口拡大につながっていく。そのためには、顧客リサーチの実施が最も重要であると考えております。年齢、性別、居住地、グループ構成など、どのような観光客が何を期待してどのような経路で亙理町にやってくるのか、旅行に満足していただけたのか、具体的に旅行に満足した事柄は何かなどを把握することで、観光交流人口策が立てやすくなるのではないかと考えます。

そこで、アンケート調査等も含めたりサーチをぜひ行っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） すばらしい提案として受けとめてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） では、次に亶理町におけるパークタウン構想と観光戦略をどのような形でマッチングしていくのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 本町のパークタウン構想についての考え方でございますけれども、亶理町を一つの公園として捉えております。町内の地域資源、観光資源を結びつけてまして、町外へアピールし、交流人口の増加及び将来の定住化促進により町内の活性化につながる取り組みであります。

これまで本町の観光は、どちらかといいますと鳥の海周辺をその中心としてまいったわけでございますけれども、それだけにとどまらない。まだまだ多くの観光資源があるわけでございます。里山、川、農産物、地場産品、そして亶理伊達家を中心とした歴史と文化、スポーツ、さらには工場見学など観光資源として活用できると確信しております。

まずは、貴重な財産である町内の観光資源を町民の皆様に理解していただきたいと思っておりますので、観光ガイドなどの人材育成を行うとともに、町内めぐりや各種研修会を実施し、亶理町の魅力をまずこの町に住む方々に、自分の町の誇りになることを再認識していただく、このことから始めてまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 町長の考えはすばらしいと思いますね。町全体を公園とイメージすることによって、亶理らしさが際立ち、他の自治体とは違う調和のとれた町というイメージが植えつけられると考えます。そこが狙い目だと思います。亶理町におけるパークタウン構想と観光戦略は、同じ目線で考えていく必要があるのではないかと考えております。

そこで、他地域との差別化を図るため、地域資源の明確化や情報の収集、活用、観光客の実態や観光目的の把握などが考えられます。亶理独自の観光計画立案に向

け、観光振興ビジョンを作成すべきであると考えますがいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 国の重点施策としての観光振興に向けた取り組みが、どんどん積極化されております。これまで述べてまいりましたように、本町においても地域活性化のための重要な方策として観光振興を検討する必要性が高まっております。亙理町総合発展計画や復興計画の中で大きなビジョンを示しているところではありますが、具体的には亙理らしさを十分に踏まえまして、新しさに目を向けた、おっしゃる観光振興ビジョン、これを早急に策定してまいりたいとこのように思っております。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 亙理町の姉妹都市であります北海道伊達市では、既にもう観光振興ビジョンを立ち上げております。亙理町としても早々にビジョンを立ち上げ、実入りの多い宮城県内の留学生も含めたインバウンド構想を主に作成していただきたく、私の質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） これをもって百井いと子議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告7番までとし、通告8番から一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問はあす午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時52分 延会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 百 井 いと子

署 名 議 員 鈴 木 邦 昭